

陳 情 書 綴

(陳情第1号～第25号)

令和8年第2回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第	1号	米価について	1
陳情第	2号	臓器移植について	3
陳情第	3号	行政にかかる諸問題について	5
(議会運営委員会)			
陳情第	4号	行政にかかる諸問題について	9
(総務財政委員会)			
陳情第	4号	行政にかかる諸問題について	9
陳情第	5号	行政にかかる諸問題について	11
(市民人権委員会)			
陳情第	5号	行政にかかる諸問題について	11
(健康福祉委員会)			
陳情第	3号	行政にかかる諸問題について	5
陳情第	4号	行政にかかる諸問題について	9
陳情第	5号	行政にかかる諸問題について	11
陳情第	6号	HPV等ワクチンについて	15
陳情第	7号	行政にかかる諸問題について	21
陳情第	8号	児童発達支援センターについて	23
陳情第	9号	放課後施策について	29
(産業環境委員会)			
陳情第	3号	行政にかかる諸問題について	5
陳情第	4号	行政にかかる諸問題について	9
陳情第	7号	行政にかかる諸問題について	21
(建設委員会)			
陳情第	5号	行政にかかる諸問題について	11

陳情第	7号	行政にかかる諸問題について……………	21
陳情第	10号	道路工事等について……………	33
陳情第	11号	公共交通について……………	53

(文教委員会)

陳情第	3号	行政にかかる諸問題について……………	5
陳情第	5号	行政にかかる諸問題について……………	11
陳情第	7号	行政にかかる諸問題について……………	21
陳情第	8号	児童発達支援センターについて……………	23
陳情第	9号	放課後施策について……………	29
陳情第	12号	支援学校について……………	55
陳情第	13号	放課後施策について……………	59
陳情第	14号	放課後施策について……………	63
陳情第	15号	放課後施策について……………	65
陳情第	16号	放課後施策について……………	67
陳情第	17号	放課後施策について……………	69
陳情第	18号	放課後施策について……………	71
陳情第	19号	放課後施策について……………	73
陳情第	20号	放課後施策について……………	75
陳情第	21号	放課後施策について……………	77
陳情第	22号	放課後施策について……………	79
陳情第	23号	放課後施策について……………	81
陳情第	24号	放課後施策について……………	83
陳情第	25号	放課後施策について……………	85

米価について

陳情者 愛知県安城市

社会の歪を鋭く追及 政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」

代表 加藤克助

国に国民の主食である米の価格統制をすることを求める意見書の提出に関する陳情

陳情の内容

「防衛白書、令和5年度」2023年度から5年間で防衛費は約43兆円程度と増額し、国内総生産GDP1%からGDP2%を目安にしています。

このように防衛費は増額しています、食糧安全保障の観点から国民の主食である米の価格を統制し、米農家の所得の安定を図るべきで、米価格統制費用は食糧安全保障の見地から防衛費から拠出すべきです。

それに、農林水産省九州農政局白書、によれば自営農業に従事する「基幹的農業従事者」人数2000年240万人→2023年116万人に減少、うち65歳以上82万人、「基幹的農業従事者」平均年齢68.7歳、10年後平均年齢は約80歳で、このままでは日本の農業は消滅します。

<陳情事項>

令和7年度も米の価格の高騰は収まりません、国民の生活を守るため、国に対し国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出をお願いいたします。

受理年月日 令和7年11月25日

臓器移植について

陳 情 者 東京都新宿区
一般社団法人 中国における臓器移植を考える会
代表 丸 山 治 章

臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに
犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情

陳情の内容

国際社会と足並みを揃え、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに違法な臓器移植に巻き込まれることを防ぐため、適切な臓器移植が行われる必要性についての啓発活動などの環境整備を求める意見書を国へ提出することについて陳情致します。

<陳情事項>

世界では移植用臓器の不足を背景に、不正な臓器取引や移植目的の渡航が深刻化しており、人権侵害や医療倫理の危機に直面しています。この深刻な状況に対し、国際社会は具体的な行動を起こしています。国際移植学会（TTS）および国際腎臓学会（ISN）は2008年に、「人の臓器の取引や臓器摘出のための人身取引は禁止され、犯罪とされるべきである」「各国政府や医療従事者は自国住民の移植ツーリズムへの関与を予防、阻止する方策を実行すべきである」等とする「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を声明しました。

臓器移植に関する法律の制定や法改正については、2008年のイスラエルを筆頭に、2010年スペイン、2015年イタリア、2015年台湾、2019年カナダ、2019年ベルギー、2022年英国、2024年豪州が行っております。このように、国際社会は、不正な臓器取引や移植目的の渡航について、深刻な人道問題及び医療倫理上の問題として、国民の生命の問題として認識し、その問題解決に向けて具体的な行動を強めています。

我が国においては、日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会、日本透析医学会が、2022年4月に、「移植の恩恵は、非倫理的行為や搾取的な行為に依存することなく」「必要とする人々に分配されなければならない」等とする「イスタンブール宣言2018、5学会共同

声明」を表明していますが、それに対応する環境整備は不十分で、国際的な潮流に後れをとっています。

公益社団法人日本臓器移植ネットワークによれば、現在、国内では約16,500人もの方が移植を希望し登録しているのですが、臓器提供は年間で約100件程度となっており、圧倒的なドナー不足が大きな課題となっています。この現状から、海外での臓器移植を求め渡航する人は後を絶たず、2023年に発表された厚生労働省の調査では、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、2023年3月末時点で543人です。

海外での臓器移植について、臓器提供元のはっきりしない斡旋を行っている事業者もあり、依然として渡航移植の危険性が存在しています。実際、海外での臓器移植を希望する患者に対し、国の許可を受けずに臓器提供を斡旋したとして、NPO法人の理事が実刑判決を受けました。

さらに、早期の臓器移植を願い、斡旋団体へ何千万円もの渡航移植費用を支払ったにも関わらず、海外の稚拙な医療施設での手術の後、間もなく亡くなった日本人レシピエントも複数報告されています。そして、海外で臓器移植手術を受けた患者が帰国後、国内の病院での診療を希望しましたが、病院側が「臓器売買や移植ツーリズムに関与しない」との方針で診療を拒否しました。この対応を不服とした患者は、医師法第19条の応召義務違反を主張し、病院側に損害賠償を求める裁判を起こしました。このように、医療関係者もいきなり訴訟されるリスクを背負うことになるのです。

これらの状況を踏まえ、貴議会におかれましては、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書を提出することを強く要請致します。

本意見書の提出は、我が国が人道問題に積極的に取り組み、国際社会における責任を果たすため、そして、国民の生命と人権を守るための重要な一歩となります。貴議長殿をはじめとする議員各位には、ぜひとも本陳情にご理解頂き、地方自治法第99条に基づく意見書の提出にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

受理年月日 令和7年11月28日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市堺区

堺社会保障推進協議会

会長 今 田 光 俊 他 752 筆

陳情の内容

光熱費や食料（特に私たちの主食である米）など生活に関わる物価高騰と増税により、私たちの暮らしは大変になっています。新型コロナウイルス感染症の5類引き下げに伴って、診療や検査に対する公費負担が廃止された中、昨年も感染拡大が散発的に繰り返され医療機関や介護施設、特に障がい施設での負担は大きく経営を逼迫しています。

そして昨年の医療・介護・障がい福祉サービスのトリプル改定により、患者利用者が一部負担することにより、医療・介護・福祉の現場は疲弊しています。

自治体の最大の使命は、住民のいのちと暮らし、そして営業を守るために働くことです。

令和7年（2025年）11月12日付で私たちは堺市が自治のまち、そして政令都市としての権限や財源を十分に活かして、社会保障を充実して頂くよう、以下の事項の実現を求める2,025筆の署名をお届けいたしました。その後もこの陳情内容の6項目まとめた要望署名には市民からあらたに752筆の賛同署名が寄せられました（前回の2,025筆と合わせて2,777筆）ので、これを添えて陳情します。

<陳情事項>

1. マイナ保険証利用登録しない方へも引き続き資格確認書を発行し、紙の保険証に戻すよう市議会として、国に求めてください。

健康福祉委員会審査分

2. 医療・国民健康保険に関して
 - (1) 国保の統一化（自治体が実施してきた法定外繰り入れや条例減免の制度の統一）を見直すように府に進言してください。
 - (2) 基金の繰入や均等割りの廃止などで政令市の中でも高い堺市の国保料を他の健康保険料並

みに引き下げてください。特に子育て世帯への負担軽減は急務です。

- (3) 滞納世帯に対する徴収強化に反対し、安易な資格証明書の発行はせず、特に特別事情時のすみやかに資格確認書を発行してください。
- (4) 国保滞納世帯への機械的な「財産」差押えはやめて下さい。そして個人情報保護法の観点から督促状送付者の掲示を止めてください。
- (5) 国保44条（医療費一部負担金の減免制度）を市民に分かりやすくそして誰もがより利用しやすい制度になるよう改善させて下さい。そしてしおりを必ず目の届く所に配置してください。
- (6) 個人情報が監視されるマイナンバーカード制度の利用を強制もしくは誘導しないでください。
- (7) 無料低額診療制度をもっと知らせ、堺市独自で院外薬局でも利用出来るようにしてください。

3. 介護保険、高齢者施策に関して

- (1) 介護保険からの要介護1・2外し、更なる保険料の値上げはやめてください。
- (2) 介護保険料の減免制度の更なる拡充（低所得者への適切な対応）と利用料の減免制度をつくってください。
- (3) 介護職不足、ケアマネージャー不足への対策の具体化・予算化をしてください。
- (4) 総合事業の訪問介護サービス・通所介護サービスは、専門職によるサービスを継続し、報酬を適切に引き上げてください。
- (5) 高齢社会の中で、加齢性難聴は本人が気づきにくいいため聴力検査・検診の実施及び補聴器購入の助成をしてください。
- (6) 介護保険申請から認定結果までの基準以内の日程を維持し、そしてさらに申請から認定まで1日でも早く出来るよう人手を増やすなど早急に対応してください。
- (7) おむつ代の上限を9,000円に戻して下さい。また、介護認定結果が遅いのに要介護4・5の人はおむつ申請が結果が出てからできない。介護認定申請時にさかのぼって堺市として給付してください。
- (8) 介護保険に対する不服審査の受付や意見陳述は、大阪市でなく堺市で実施してください。

4. 子どもの医療費助成制度は、一部負担金をなくしてください。

5. 障がい者施策に関して

- (1) 障がい児者が地域で安心して暮らせるよう、障がいに応じた多様な「暮らしの場」として、グループホームに限定しない、障がい児者の生活施設を求めます。その為の補助や人材確保について、具体的な支援を求めます。
- (2) 新たな感染症対策に対して、事業継続のため、市として責任を持った対策を求めます。

- (3) 障がい者施設の授産製品の販路や優先調達など積極的な支援策を講じてください。
- (4) 福祉人材が不足していて、障がい児者の余暇活動が制限されています。その人がその人らしく生きる権利の保障としての活動を確保する為人材確保に市として責任をもって取り組んでください。

6. 健診に関して

- (1) がん検診の無償化は、年齢制限（偶数年度など）や期限をつけずに拡充して下さい。がん検診には奇数年偶数年と分けて受けるのがあります。受けやすい環境としてこのような制限はなくして下さい。
- (2) 妊婦歯科相談だけでなく健診事業を創設して下さい。成人歯科検診が毎年、全年齢が受診できるようにし拡充して下さい。上記の健診はすべて無償化して下さい。
- (3) 特定健診の内容を心電図やフレイル検査・聴覚検査などを増やして改善・拡充して下さい。以前のすこやか健診時の様に40歳以上で堺市在住であればスムーズに検診受診ができるように受診券発行制度をやめ、その分検査内容を拡大して下さい。
- (4) 移動健診の実施など、もっとかかりやすいシステムをつくって下さい。
- (5) 「带状疱疹（ワクチン）」への助成が始まりましたがまだまだ高額となっています。また対象年齢も限られています。助成の更なる引き上げと、対象年齢の枠を広げ接種しやすい環境づくりにして下さい。引き続き新型コロナの感染者も出ている中、ワクチンの助成が無くなるのはかなりの費用負担です。堺市独自の制度を作ってください。

7. 生活保護に関して

- (1) 生活保護を申請した時は、すみやかに受理し、申請権を保障して下さい。
- (2) 扶養照会は申請者の意向を尊重した扱いに改善して下さい。
- (3) 厚労省通知にもとづき車の保有や就労支援の在り方などは、柔軟に対応して下さい。
- (4) 引き続き正規職員（ケースワーカー）を基準どおりに増員し、利用者に寄り添った援助をして下さい。
- (5) 総合的な相談窓口（全ての区役所に）を設置して下さい。
- (6) エアコン設置の対象が新規・転居者なので対象枠を広げて欲しい。また物価高騰に対して冬期及び夏季加算の検討して下さい。
- (7) 家賃の上限（38,000円）を広げて下さい。

8. 子育て支援に関して

- (1) 保育所の配置基準の見直しと補助金の増額で安全・安心で豊かな保育ができるよう、保育士の処遇改善が出来るようにして下さい。待機児ゼロではなく、実情を把握して実態を報告して下さい。
- (2) 保育料の給食費に滞納があった場合、児童手当から徴収しないでください。

- (3) 子ども食堂は、すべての小学校区に開設し、最初だけではなく継続的な支援制度にしてください。
- (4) こども誰でも通園制度は子どもの安全の確保と受け入れ体制の整備が出来る制度にしてください。

産業環境委員会審査分

- 9. 65歳以上の高齢者のゴミ個別収集は、ホームヘルパー利用者という条件をはずして対象枠を広げてください。ゴミ出しのできない中高層住宅などには個別に収集して下さい。また、希望者には見守り等の対応をしてください。

文教委員会審査分

- 10. 就学援助制度は、認定基準を拡充してください。
- 11. 学校給食費の無償化は、早急に全学年で恒常的にしてください。
- 12. 堺市が責任を持つてのびのびルームなど放課後事業の運営を指導・管理し、指導員の処遇改善をしてください。

受理年月日 令和8年1月28日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市堺区

山 口 明 徳

<陳情事項>

議会運営委員会審査分

1. 議員視察報告書について
情報公開によらず、自ら進んで公開してほしい。
 - ・市民、行政との問題意識の共有化。
 - ・先進事例の当局との認識の一致、プラットフォーム化。
 - ・議会図書室での公開を希望。
2. 議会傍聴規定の見直し
 - ・従来から議会局に要望し、改善を希望していたが、改善されていない、現状にあわない規定の見直しを市民サイドに立った視点での改正を求めたい。
3. 議会局の体制の見直し
議会局において、様々な市民対応における不作為がみられる。改善を要望する。
4. 子供権利条例について
議会においては内容を熟議し、子供権利条例に関連する包括的な条例の制定を求める。
5. 議会において、検討されているハラスメント条例（案）の内容について幅広く市民に啓発し、その制定を早急にめざすことを求める。

総務財政委員会審査分

6. 堺市において、各種、傍聴の規定の見直しを行い個人情報についての対応をきっちりとする。

健康福祉委員会審査分

7. 子供権利条例について
当局において、内容を熟知し、各部局において、その実現に向けた、行動計画の策定を求

める。

産業環境委員会審査分

8. 外国人政策について

- ・外国人の現状における問題点を把握する為にターゲット（国別、年代別）の実態調査を要望する。
- ・あわせて、その問題を解決し、多文化共生を実現するための審議会等を設置し、対応する。

受理年月日 令和8年2月2日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区
新日本婦人の会堺支部
代表 長川堂 いく子
大 野 ますみ

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、ジェンダー平等をめざす立場から、若者や子育て世代から高齢者までの幅広い世代の会員の願いや要求を汲み上げ、様々な生きづらさを解消できるようにと草の根の運動を進めています。そのため最も身近な市政に対して、政令市の権限と財源を大いに活かし、市民が主人公で誰もが安心して暮らせる堺市であってほしいと切実に願っております。

国も大阪府・市も、現在工事が進められている夢洲のカジノ建設を中止し、多発する災害への対策や被災地支援に、力を入れるべきではないでしょうか。

国際情勢がかつてない緊張状態にあると称して、国は巨額の防衛予算を計上しようとしています。堺市は国に対して、憲法を守り、外交力で日本政府の役割を果たし、平和に貢献するよう求めるとともに、市民の命と暮らしを守るための予算の増額を要望して下さい。堺市として「自治体と市民の繋がり強化」「安全・安心の町づくり」「福祉・教育の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願う市民の声を聞き、暮らし優先の街づくりの実現のためここに陳情いたします。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 広報さかいの更なる紙面の充実を要望します。
2. 市役所庁舎や区役所庁舎でLED化が順次実施されていますが、視覚障害者（全盲の方）も音声による案内があれば庁舎内を一人で移動することが可能になります。「ここはエレベーターホールです。」「〇番のエレベーターが到着します。」「ここにお手洗いががあります。」など音声による案内を検討してください。また役所を訪れた際、サポートしてくれる人がいると大変助かります。合わせて検討してください。
3. 国はさらに莫大な軍事費を予算化しています。戦争する国にしていくのではなく、憲法を守

- り、国民の平和な暮らしを守るための予算を増やすよう堺市として国に要望して下さい。
4. 任期満了の選挙については、期日前投票所の増設をして利用しやすくしてください。また投票所では車椅子の利用者への配慮がされていますが、投票場所の入り口から投票所までの間もバリアフリー化を進めて下さい。

市民人権委員会審査分

5. 災害避難所の環境の改善を早急にすすめてください。避難所となる学校体育館への空調整備については10年度までに整備完了するとのことですが、近年の気象状況をみても対応が急がれます。
6. 市民が健康で文化的な生活をおくるために、様々な活動に徒歩で参加できる施設が必要です。全ての区に一つ以上の公民館や集会施設を早急に作り、活動の場を提供できるようにしてください。
7. 国会での「選択的夫婦別姓制度」導入の議論が進んでいません。堺市としても議論が促進するよう国に向けて強く働きかけをしてください。
8. 市の公共施設や学校のトイレに生理用品を常備してください。
9. 非核宣言都市として、市民や学校園での平和の取り組みを広げてください。また市民団体の平和の取り組みに対してさらなる後援・支援をしてください。
10. 「核兵器禁止条約」はすでに署名が95か国、批准が74か国になっています。唯一の戦争被爆国である日本の政府が署名・批准をするよう堺市として国に要望してください。

健康福祉委員会審査分

11. 带状疱疹、肺炎球菌ワクチンについて、公費の対象年齢を60歳から引き下げ、公費補助額を増やしてください。2回目以降も公費補助にして下さい。後期高齢者は、带状疱疹の接種年齢5歳区切りを止めていつでも受けられるようにしてください。
12. 府下統一保険料による国保料は全国一高い保険料です。自治体独自減免は法的に可能と聞きます。堺市独自の十分な負担軽減を行ってください。
13. 加齢性難聴は認知症のリスクを高める事が明らかになっています。補聴器助成事業は全国500以上の市町村へと広がっていて、大阪市も補聴器購入助成をおこなっています。高齢になっても健康寿命の延伸や医療費抑制にもつながる補聴器購入助成を堺市独自でおこなってください。
14. 介護保険料は、改定のたびに上がり、市民にとって保険料負担が重くなっています。介護保険料の減免措置はありますが、適用されない多くの市民が高い保険料負担になっています。介護保険料を引き下げてください。

15. 堺市の特別養護老人ホームは、高齢者人口の増加を考慮し、市民が適切な介護サービスを利用出来るよう、民間の施設に頼るのではなく、公立の施設を増やしてください。
16. ケア労働といわれる医療・介護・保育の現場には多くの女性が従事していますが、人員不足の中日々の業務をこなし、その上労働条件に見合わない賃金体系で全産業平均に比べて低い水準にあります。処遇改善のために国からの補助金に頼るだけでなく、市の費用負担のより一層の増額をお願いします。
17. 低所得の単身女性高齢者が安心して暮らせるよう支援を拡充してください。単身の高齢者が孤立せず、地域で安心して暮らせるように見守り、困りごとに寄り添う公的な支援の仕組みを作ってください。
18. 堺市にも病院拠点型の性暴力被害者支援センターを設置してください。
19. 世界で戦争や紛争が絶えない中、戦争の悲惨さを風化させないためにも、大仙公園の平和の塔周辺は大切な場所です。ホームページの説明文はわかりやすくなりましたが、さらに充実させ、例えば「平和のエリア」として来園者に周知できるよう努めて下さい。ビジターセンターにも公園内の平和の資料としてパンフレットなどを配架してください。
20. 保育士不足の改善のため就職支援金の制度を復活して周知し、保育士の処遇改善、運営補助金の予算を堺市独自で増やして下さい。保育士を養成する大学や専門学校への支援も強化し、保育士確保の手立てを早急にして下さい。「こども誰でも通園制度」が始まりますが、子どもの安全を確保するためにも保育士の補充を堺市の責任で行って下さい。
21. さまざまな困難を抱える女性への支援の現場で相談活動にあたっている女性相談員を会計年度任用職員ではなく正規職員として採用してください。

建設委員会審査分

22. 今堺市内の様々なところで進められている開発により「住環境」の悪化が多く見られます。地域の声を十分聞き取り、安心して住み続けられるよう整備計画の見直しを行って下さい。
23. 低所得の単身者・高齢者・障害者・子育て世代など住宅確保要配慮者が安心して暮らせるよう市営住宅を整備拡充してください。
24. SMI都心ラインについて市民は必要性を感じていません。ストップしてください。
25. 路線バスの減便により、住民の足がうばわれています。運転士の労働条件を改善して運転士不足を解消し、路線増設や便数を増やし路線の充実が図れるようにしてください。事業者任せにせず、公共交通の充実にむけて市として支援してください。
26. 日常生活の移動手段として自転車を利用している市民が歩行者や自動車と共存し、安全に通行できるよう地域の道路環境の整備を進めてください。自転車ヘルメットは命を守る必需品で

す。市独自の直接的なヘルメット購入補助制度を再開してください。

文教委員会審査分

27. 堺市では堺区だけ区の図書館がありません。堺区民が利用しやすい場所に区の図書館を建ててください。
28. 恒久的に学校給食費を無償にするよう要望します。
29. 少子化を理由に教職員の採用を控えるのではなく小・中学校ともに30人以下の少人数学級を実施し、正規の教職員を増やすよう要望します。子どもたちに向き合う時間を確保するためにも教師の多忙化を解消し、教職員の処遇改善を早急 to 実施して下さい。
30. 放課後児童対策事業のプロポーザル方式では事業所が変わるごとに指導員も変わります。子どもたちの継続的な保育が保障されず運営の変更などがあり、利用者からも不安な声が聞かれます。また教室の過密状態は子どもたちの安全が確保出来ません。堺市の責任で至急改善して下さい。
31. 年々不登校児童・生徒が増えています。学校内に不登校児童・生徒の居場所として「スペシャルサポートルーム」の設置を進めているとの事ですが、設置されている学校でも対応可能な教員が少なく日常的に安定させる事が出来ないと聞きます。全ての小・中学校で別室登校による支援が安定的にできる教員と教室を確保して下さい。また学校以外の教育支援教室を各区に増設してください。民間施設とも連携して誰もが学び通えるための手厚い支援と予算の増額を行って下さい。
32. 児童生徒の読書離れが進んでいると言われますが、その防止に向けて図書館の存在は大きいです。児童生徒にとって身近な学校図書館で読書活動を充実させるためには学校図書館司書の存在が重要です。そのためにも学校図書館司書を増やしてください。
33. 「全国学力テスト」や大阪府の「チャレンジテスト」は受験の指標と学力向上のため行われています。しかし教師の負担は大きく、学校間や子ども間で競争が生まれています。特に「チャレンジテスト」の評価だけで受験校が決まってしまう方法は、子どもたちの選ぶ権利を奪ってしまう恐れがあります。堺市では取り組まないよう要望します。
34. 就学前施設や学齢期の教育の現場での包括的性教育の取り組みを継続・拡充してください。また子どもたちだけでなく大人世代も正しく学び直せるような機会を作ってください。
35. 学校園での式や行事に日の丸や君が代を押し付けないでください。
36. 令和7年度の子ども向け「防衛白書」は抑止力として戦争準備を日本で進める内容で、子どもたちの教育にふさわしくありません。堺市では学校や図書館で取り扱わないよう要望します。

受理年月日 令和8年2月2日

HPV 等ワクチンについて

陳 情 者 堺市北区

新型コロナワクチン被害者を支援する堺市民の会

鹿 釜 美千代

HPV ワクチンの正確な情報発信等を求める陳情

<陳情事項>

1. HPV (子宮頸がん) ワクチンについて

HPV (子宮頸がん) ワクチンは、2009年に日本国内で使用が始まり、2013年に定期接種化されましたが、定期接種となった直後に多くの副反応被害が報告されたため、たった2ヶ月で、積極的勧奨は中止となりました。

2022年4月に積極的勧奨が再開されましたが、2013年積極的勧奨中止以前の接種により副反応被害にあわれた少女たちは回復したのでしょうか？

2009年～2013年にワクチン副反応被害にあわれた方たちは、国や製薬会社に対し、救済を求めましたが、全く救済がおこなわれなかったため、2016年被害者約120人が国と製薬会社を相手に提訴しました。

この裁判の原告となった被害者は、15～22歳の少女たちでした。

現在も裁判は続いており、昨年12月に大阪地裁で行われた本人尋問が、最後の公開法廷で、判決は2027年春に出ます。

2009～2013年にHPV (子宮頸がん) ワクチンの副反応被害にあった方たちは、様々な副反応症状に苦しみ、学校に通えなくなり、夢をあきらめ、13年たった現在も、副反応症状に苦しみ、ふつうの日常を送ることさえできないでいます。

治療法は今も確立されていません。

2022年4月に積極的勧奨が再開後、HPV (子宮頸がん) ワクチン接種後の副反応症状に対応するために国が指定した協力医療機関を新規に受診する患者が全国で急増していることが、厚労省研究班の調査で分かっており、積極的勧奨再開後から3年2ヶ月で、新規受診者数は計662人に上っており、現在も増え続けています。

審議会で、協力医療機関のブロック拠点病院を受診した患者の一部データが公表されました。

- ・2025年1月の審議会 患者44人のデータ、3か月後36.4%、
- ・2025年7月の審議会 患者90人のデータ、3か月後25%の方々は未回復のままです。

この2025年の1月と7月に公表された患者の症状は、疼痛及び感覚（光・音・におい）の障害、運動障害、自律神経障害、認知機能障害などが報告されており、これらの症状は、10数年前に副反応被害にあった方たちと同じ症状です。

厚労省のリーフレットに、「接種後に重篤な症状として報告があったのは、ワクチン接種を受けた1万人あたり約2～5人です」と書かれています。

他の定期接種12種類の平均に比べ、副反応疑い報告の頻度は8.3倍、そのうち入院治療以上を必要とする重篤なもの報告頻度は7.4倍という多さです。

HPV（子宮頸がん）ワクチンの接種を希望される方は、こういったリスクを知っているのでしょうか？

畿央大学の植田政嗣教授は1982年に産婦人科医になって以来、40年以上、一貫して子宮頸がんの予防、診断、治療に関わってきており、HPV（子宮頸がん）ワクチンを自身の娘2人にも接種し、ワクチン接種を推進してきた植田教授がYoutubeで、「HPVワクチンは本当に必要なのか」「HPVワクチンの男子接種は必要なのか」という動画を発信しています。植田政嗣教授は以前、日本婦人科がん検診学会理事や大阪医科大学婦人科助教授もされた経歴の方が、改めて、HPV（子宮頸がん）ワクチンを自分で調べてみて、HPV（子宮頸がん）ワクチンは必要ないという結論を出されています。

動画の中で、植田教授は、

- ・一部の少女の人生に悲劇的な影響を与えるHPVワクチン特有の副反応の原因と治療法が未だに解明されていない現状では、積極的な勧奨はするべきではない
- ・子宮頸がん検診、細胞診検査を定期的にしっか行えば、子宮頸がんを100%防ぐことができる。わが国の現状では、まずは若年者における子宮頸がん検診を徹底することを最優先で取り組むべきである

と述べています。

20歳からの子宮頸がん検診を定期的いきちんと受ければ、子宮頸がんになる前の細胞を見つけ、治療することで、子宮頸がんを防ぐことができます。

堺市のホームページのHPVワクチンの動画の中で、前がん病変で見つかって、円錐切除術の手術を受けると、早産などの確率が通常の4倍になると言っていますが、植田政嗣教授は動画の中で、円錐切除をすると早産の可能性が高まるので、レーザーで病層をやく手術（手術10分程度の日帰り手術）で、術後の妊娠、出産も問題なくできる、と述べています。

ホームページの動画は、不安を煽ってないでしょうか？

HPV（子宮頸がん）ワクチンの添付文書に

- ・すでに感染が成立しているHPVの排除及び病変の進行予防効果はない
- ・HPVワクチンは、子宮頸がん検診の代わりとなるものではない
- ・HPVワクチンの予防効果の持続期間は確立していない

と書かれています。

重要な基本的注意に、

「発生機序は不明であるが、ワクチン接種後に、注射部位に限局しない激しい疼痛（筋肉痛、関節痛、皮膚の痛み等）、しびれ、脱力等があらわれ、長期間症状が持続する例が報告されているため、異常が認められた場合には、神経学的、免疫学的な鑑別診断を含めた適切な診療が可能な医療機関を受診させるなどの対応を行うこと」と書いてあります。

HPV薬害訴訟で原告側証人に立った医師、専門家らは、原告たちのHPVワクチン副反応症状は、免疫介在性の神経障害であると証言しています。

HPVワクチンの添付文書にも、ワクチン接種後、長期間症状が持続する場合は、「神経学的」「免疫学的」な診断、診療のできる医療機関を受診させるようにと書いてありますね。国は、HPVワクチンの副反応は機能性身体症状、つまり心因性だと言っていますが、これは一体どういうことなのでしょう？

さらに添付文書に、重大な副反応として、アナフィラキシー（頻度不明）、気管支痙攣（頻度不明）、蕁麻疹（頻度不明）、ギランバレー症候群（頻度不明）、血小板減少性紫斑病（頻度不明）、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）（頻度不明）などが報告で認められた副反応だと書いてあります。

これだけ副反応リスクの高いワクチンは、本当に必要なのでしょうか？

HPV（子宮頸がん）ワクチンは、子宮頸がんを防ぐとは立証されていません。

厚労省のリーフレットにも「将来の子宮頸がんを予防できると期待されています」と書いてあります。

リスクが高い上に子宮頸がんの予防効果が不明なワクチンを子どもたちに勧めていいのでしょうか？接種後に重篤な症状として報告があったのは、接種を受けた1万人あたり2~5人ということですが、現在、堺市において何人の方がHPV（子宮頸がん）ワクチンを接種されたのでしょうか？

国内におけるワクチン副反応疑い報告

〈全国〉	サーバリックス	副反応疑い報告	2124件	内重篤者数	1519件
	ガーダシル	〃	1178件	〃	668件
	シルガード9	〃	821件	〃	457件

(堺市) 副反応疑い報告 2件 (シルガード9)

堺市における予防接種健康被害救済制度申請件数 3件 (シルガード9)

これらの件数は氷山の一角だと考えられます。

国が、2014年1月にHPV (子宮頸がん) ワクチン接種後の副反応症状を、心因性だと決めつけたことで、病院を受診しても、副反応とは認めてもらえず、被害報告が上がり辛くなっていることや、HPV (子宮頸がん) ワクチンの副反応症状があまり周知されていないため、ワクチンを接種した本人、またその家族も、接種後に体調が悪くなっても、ワクチンが原因だと気がつかない場合もあるとの事です。

また、このワクチンの副反応症状は、時間が経ってから出現することも少なくなく、なおのことワクチンが原因だと気が付かないことが多いとの事です。

HPV薬害訴訟の原告の方たちのように、接種後、体調が悪くなり、学校に通えなくなったり、遅刻、早退が増えたり、今までみたいに部活動ができないなど、これまで通りの日常を送れなくなっている子どもたちがいるのではないのでしょうか？

市は、ワクチン事業接種主体として、市民にしっかりと情報提供する責任があります。

国の予防接種基本計画では「リスクを伝える」べきだとしています。

よって以下のことを陳情いたします。

- (1) HPV (子宮頸がん) ワクチンのリスク、デメリット情報をしっかりと伝えてください。
- (2) 堺市において、HPV (子宮頸がん) ワクチンを接種した方の健康実態調査を行ってください。
- (3) ホームページに掲載されている動画を削除してください。昨年に動画が新しく更新されたとの事ですが、添付文書に書かれていない効能・効果を謳ったり、子宮頸がんは若い人のがんだという発言は正しくありません。
- (4) 市のホームページのHPV (子宮頸がん) ワクチンのところに、子宮頸がん予防に、子宮頸がん検診を定期的に受けることで子宮頸がんを予防できること。ワクチンを接種しても、20歳になれば検診が必要だという情報も記載してください。ワクチン以外にも、選択肢があるということを情報として記載をお願いします。

2. 新型コロナワクチンについて

2024年の8月定例会に提出した陳情で、コロナワクチンの被害にあった方への医療費の支援を求めましたが、その時の市からの回答は、「ワクチン副反応による健康被害に対しては、国の救済制度があるので、本市独自の治療費の支援は予定していない」ということでした。その救済制度に申請するためには、受診証明書やカルテなどが必要であり、これらの文書を準備するのにも費用がかかります。これまで、市に文書費用の支援も求めてきましたが、市からは、申請時に医療機関から書類を数多く入手いただく際の費用が申請の負担であること

は認識していますが、文書費用の助成については、国が制度化することが望ましいので、国に働きかける、という回答でした。

いつになったら、文書費用の助成が制度化されるのでしょうか。制度化される見込みはあるのでしょうか？近年の物価高騰で、ますます市民の生活は苦しくなっています。

救済制度の申請のハードルを下げるためにも、以下のことを陳情いたします。

- (1) 救済制度を活用しろと言うのなら、文書料の支援を行ってください。
- (2) 文書料の支援が行なわれない場合、費用の負担が難しく、申請できない市民はどうしたらいいのか、対応策を教えてください。

受理年月日 令和8年2月2日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市美原区

住みよい堺市をつくる会 美原区地域連絡会

事務局長 松 本 修

美原区内の諸施策について

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 美原区老人福祉センターの無料入浴施設を復活させてください。
2. 子ども休日救急診療所を堺市東部に開設してください。

産業環境委員会審査分

3. 平尾地区に小型ごみ収集車を導入し、ごみの各戸収集を実施してください。

建設委員会審査分

4. おでかけ応援制度を維持・拡充して下さい。加えて、障がい者・子ども・生活困窮者にも、高齢者と同様の制度（100円バス）をつくって下さい。
5. おでかけ応援制度適用対象者外の全市民を対象にし上限「200円バス」の制度をつくって下さい。
6. 美原区内の公共交通機関網をより充実させ、自動車道の地下化・一方通行などの措置により、安心・安全の街づくりを進めてください。
 - (1) SMIプロジェクト美原ラインは試行ではなく通年実施してください。通勤・通学時間帯の運行も実施してください。また、美原区役所以遠（さつき野、平尾、青南台）への延伸を求めます。
 - (2) 乗り合いタクシーの予約を1時間前からできるようにするとともに利用時間を延長してください。
 - (3) バス路線（・さつき野東－北野田駅前 ・さつき野東－河内松原駅前 ・平尾－初芝駅

前 ・北野田駅前－富田林駅前 ・新金岡駅前－堺市駅前 ・新金岡駅前－北野田駅前）は1時間に2本以上のダイヤにするよう行政が援助して下さい。

7. 美原区内の公共交通機関網をより充実させ、自動車道の地下化・一方通行などの措置により、安心・安全の街づくりを進めてください。

美原区内の歩道・自転車道を整備してください。また「横断歩道」、「中央線」、「止まれ」等の白線が消えたまま長期に放置されることのないよう、道路の維持整備計画を明らかにしてください。

文教委員会審査分

8. 堺市東部に支援学校を建設してください。また市として大阪府、国に対して建設するよう働きかけてください。

受理年月日 令和8年1月27日

児童発達支援センターについて

陳 情 者 堺市堺区
五園さくらの会
河 野 沙 樹

障害を持つ子どもたちの児童発達支援センターの充実を求める件

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 運営に関して

もず園、つばみ園は「堺市立」の園であり、現在、堺市社会福祉事業団が堺市の指定管理者制度に基づく管理運営を受託して運営しています。これは、指定管理者制度が導入されたH16年度以降、非公募により5年ごとに受託しており、堺市の予算や設備を使い子どもたちがよりよい環境の下、専門的な療育を受けられるよう継続されてきました。

国の基準より多い子ども3人に正規職員1人という職員配置、1園の単独通園、専門セラピストによるリハビリ、通園バスの運行台数の確保、古くなった設備の改修など、事業団が堺市と丁寧な協議を重ね、努力して継続されてきたことが子どもたちの成長を支えてきました。

事業団が管理運営しているのは園だけではなく、診療所、療育の窓おそらでの障がい児等療育支援事業、保健所等訪問支援事業、障がい児相談支援事業など、多くの事業にも影響が及び、園で過ごす前後の時期の支援も受けられなくなる可能性があります。これでは、子ども達が成長する土台となる重要な幼児期を安心して過ごすことができません。

もし、指定管理者が民間の企業に変更されたり、更新時期である5年ごとに管理者が変更されたりすると、子どもたちに最も必要な専門的な療育が継続されないと危惧しています。

保護者の望みは安心できる療育環境とその質の維持です。この度の指定管理者の選定では、これまで通り堺市社会福祉事業団が決定されましたが、今後も変わることなく南北センターとも「堺市社会福祉事業団による安定した運営の継続」を強く要望いたします。

2. 職員に関して

障がいや発達に課題のある子どもは少しの変化でも園の取り組みや活動に影響が出てしま

います。そのため先生方の退職や雇用期間の満了などで職員数が減少することは職員配置の変更を招き、子どもたちが不安を抱いたり生活リズムが崩れたりして安定した療育が受けられなくなります。

一人ひとりに応じたきめ細かい支援をしていただくためには、療育に豊富な知識と経験を持った正規職員が不可欠です。職員の労働状況や子どもたちの安全面についてしっかりと検証していただき、国の基準に囚われることなく現在の「園児対正規職員3:1」の徹底をめざし安定した療育環境を整えるため、引き続き正規職員の増員を強く要望いたします。

3. 肢体不自由児クラスの単独通園に関して

令和6年度より児童福祉法の改正により医療型・福祉型が一元化されたことを受け、もず園・つぼみ園くまクラスにおいて、3歳児以降は単独での毎日通園が実現されることとなりました。

私たちは、園児の健やかな成長発達には園児と保護者が安心・安全に成長の機会と心のゆとりを得られることが不可欠であり、そのためには保護者が子どもを安心して送り出せる単独通園日の増加と体制強化が何よりも必要だと考えています。長年に渡り単独通園日が増えるように要望を重ねてきており、この度の前進は感慨深いものです。

しかしながら職員体制は現行のままであり、食事を始めとした命を守る取り組みと細やかな子どもへの配慮について到底理解されているとは思えず、憤りを覚えます。

低年齢から単独通所が可能な民間の児童発達支援事業所もありますが、児童発達支援センターでは、狭い屋内で単調に過ごすばかりではない豊かな遊びや生活を保障し、障がいがあっても子どもらしい日常を送れるようにと望んでいます。そして、知的障がい児だけでなく肢体不自由児・医療的ケア児にとっても、自分のペースでのびのびと過ごせるクラス集団は重要です。これまで大事にされてきた保育・療育レベル、集団環境を低下させることのないよう、職員の増員を要望します。特に医療的ケアが必要な子どもには確実な対応が求められます。安心・安全な単独通園とバス乗車、単独通園でもリハビリが実現できるよう、正規職員・看護師・セラピストの増員も併せて強く要望いたします。

また、このような状況での単独登園にあたっては不安な保護者も多いため、個々の保護者の思いを大事に相談しながら進めていただくようお願いいたします。

4. リハビリ・セラピストに関して

児童発達支援センターには毎日通園の園児だけでなく外来リハビリのために来院する地域の子どものも多くなっています。しかし、医師やセラピストは在園児と外来で担当が分かれているわけではなく、体調不良や家庭の事情で欠席せざるを得なくても振替が難しい状況です。予約がとれず必要なリハビリが受けられない月もでてきます。

子どもたちが自立した生活ができる力を身につけるためには質の高いリハビリは欠かせま

せん。そのためには専門のセラピストによる定期的なリハビリが必要ですが、セラピストの人員が十分ではなく相応のリハビリを受けられているとは言えません。

園に通う子どもたちのリハビリ回数を増やし十分なリハビリが受けられること、また卒退園後の子どもたちも継続してリハビリを受けられること、そのための医師とセラピストの増員を強く要望いたします。

5. 通園バスに関して

「大阪府私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準」には「通園バスの園児の乗車時間は最長40分程度とする」とありますが、児童発達支援センターには行きまたは帰りで40分以上乗車している園児が41名、全体の38%で、まだまだ少ないとは言いがたく、1時間以上乗車している園児もいる状況です。

バスの乗降場所へも多くの園児が自宅から乗降場所まで歩きますが、なかには10分以上歩いている園児もいます。交通量の多い道路脇を歩いてくる子、坂道を歩いてくる子、途中でしゃがみこんだり車道に飛び出しそうになる子など、危険や困難を感じている保護者が多数います。特に障がいをもつ子どもにとっては長距離を歩くこと、猛暑日や真冬日などは尚更、体力の消耗が激しくなり、保護者にとっても精神的な負担になります。

バス停についても、トラックがたくさん通る大きな道路脇やコインパーキング、コンビニ駐車場で危険回避に注力しなければならなかったり、屋根がなく雨の日は自分で傘がさせず濡れてしまったりしています。バスが遅延の際は子どもが待てず、一度自宅に帰り、またバス停に戻ることもあり、バスの走行状況を知れるGPSアプリの導入を強く希望します。

親子の安全を守り負担を減らすため、まずはバスの乗車時間は1時間以内に短縮、乗降場所は自宅から10分以内の安全な場所の設定を実現できるよう、最終的にはバスの乗車時間は40分以内に短縮、乗降場所は自宅から5分以内の安全な場所の設定をめざせるよう、その都度、保護者の意見を聞き変更の対応やバスの台数と添乗員増員のための十分な予算を確保していただくよう強く要望いたします。

加えて、車椅子利用の園児の為にスムーズに乗降できる福祉車両の導入を要望いたします。

6. つばみ園の設備改修に関して

一昨年には空調工事の実施もありましたが、つばみ園は今年で開設30年目を迎え、老朽化が変わらず目立ってきています。これまで不具合が起きた場所にはその都度先生方の工夫で一時的な対応をされていますが、保護者から毎年挙がる要望への根本的な解決になっていません。

例えば「鍵付きのドアの開閉が難しい」「雨に濡れて通りにくい場所がある」「駐車場のスペースや階段の幅が狭く、1階の駐車場は日中でも暗く、見えづらいなど劣化も進み危険を

感じる」「園で使用する備品の劣化（遊具等）」などは園だけでは対応が困難な状況です。

子どもたちが過ごす園舎は、本来誰もが安全・安心に過ごせることが前提となります。しかし、通常より多くの配慮を必要とする特性のある子どもたちには危険や困難が生じる状況が多く点在しています。加えて、予測不能な災害の危険性が高まっている今、園生活では子どもたちや関係者全員の安全が守られなければなりません。

誰もが安全・安心を確保したユニバーサルデザインの園生活を送ることができるよう、つぼみ園の園舎改修に向けた計画立案と予算の確保を要望いたします。

7. 療育時間の延長について

今年度、新たに園児保護者を対象にアンケートを行い、今現在、保護者が一番望んでいることを伺いました。

現状（午前10時～午後14時45分、木曜日のみ午前10時～午後14時）では預けられる時間が短く、仕事や家庭との両立が困難である保護者が多数いることが分かりました。

共働きの家庭や、兄弟姉妹がいる家庭など、各家庭で抱える問題は様々ですが、より長い支援時間を設けていただくことで、保護者が安心して子供を園に預けることができ、園ではもちろん、家庭でも子どもの発達をより一層促すことが出来るのではないかと考えています。

保護者の働き方や家庭状況に合わせて園を利用できるよう、療育時間の延長を強く要望いたします。

文教委員会審査分

8. 就学支援の統一に関して

小学校への就学は子どもにとって大きな節目であり、保護者にとっても大きな決断が必要です。不安や悩みを抱え、就学相談で校区の学校に問い合わせると、担当する職員により対応の差が大きくあったり、内容を把握されていないだったりと更に不安になるようなことがあるという声があります。

近年、地域の小学校では障がいの有無に関わらず、支援学級に在籍する生徒が増加傾向にあります。保護者が安心して就学相談ができるよう、市と地域の小学校が連携し、周知を図り、対応を統一していただけるよう要望いたします。

9. 支援学校の情報に関して

令和8年度より開校予定の百舌鳥支援学校宮園分校の情報が乏しい状態で、より不安が募るとの声があがっています。

保護者の不安を無くす為にもより詳しい情報や説明を強く求めます。

また、宮園のみに限らず、百舌鳥支援、上神谷支援、各地域学校支援級の都度見学等の受

け入れを要望いたします。

受理年月日 令和8年1月29日

放課後施策について

陳情者 堺市北区

堺学童保育連絡協議会

会長 田中 剣太

事務局長 松谷 有紀

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以後、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

私たち、堺学童保育連絡協議会（以下、学保連）は学童保育に子どもを預ける保護者と指導員が『子どもたちに豊かな放課後の時間を過ごしてもらいたい』と集まり、活動しています。

全国的に学童保育のニーズは年々増加しており、現在は堺市においても1万人を超える児童が学童保育を利用しています。しかし利用児童数が増え続けるなかで、200名や300名を超える超大規模化ルームの問題、指導員不足の問題、専用室確保の問題は全市的な改善が行なわれず、長年にわたり課題を抱えたままの状況です。

子どもたちにとってかけがえのない放課後を安全に、楽しく過ごせるよう、また働く保護者が安心して子どもたちを預けられるよう、以下の項目を陳情いたします。

誠意あるご回答をよろしくお願いいたします。

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 堺市子ども子育て会議への学童保育関係者の参画について

現在、堺市内では1万人を超える児童が学童保育を利用しており、今や共働き家庭やひとり親家庭にとってはなくてはならない存在です。子ども・子育て支援に関する必要な事項等を調査審議する重要な役割を持つ「堺市子ども・子育て会議」において、学童保育関係者が参画できるように参加枠を設定してください。

文教委員会審査分

2. 事業者選定について

1月20日付けで公表された『堺市放課後児童対策等事業管理運営業務に係る運営事業者選定結果』について次の内容を陳情いたします。

- (1) 今回の事業者選定により、堺区Bと西区Bの運営事業者が再び変更となります。これまでも「選定においては継続性と安定性を最優先にしてください」と陳情等で訴えてきましたが、容赦なく入れ替わるこの状況は異常だと考えます。同じ堺市内で同じ運営事業者同士が入れ替わることで、何が良くなるのでしょうか？誰のための何のための事業者選定でしょうか？繰り返される事業者の変更は子どもたちや指導員、保護者はもちろん、運営事業者にとっても負担が大きく、公募選定のメリットが全く活かされていません。現在の事業者選定のしくみを見直してください。
- (2) 運営事業者が変更する校区の指導員は転籍や異動、もしくは転職という苦渋の判断に悩み、苦しんでいます。また、子どもたちや保護者も慣れ親しんだ指導員との関係や、築き上げてきたつながりが途絶えることに不安を感じています。以前の陳情書の回答では『事業の安定運営を継続する観点からも、現在従事していただいている業務従事者の継続雇用は重要であると認識しています』とありました。雇用主が入れ替わり立ち変わり変更となる堺の施策は、深刻な指導員不足にますます拍車をかけており、他市へ転籍する指導員も出てきている状況です。指導員が安心して働き続けられ、やりがいと誇りを持って子どもたちと関わるができるためにも、雇用形態の改善、継続して働くことができるしくみをつくってください。
- (3) 前回の陳情書に対する回答では『価格のみで選定するのではなく、技術力や提案内容も重視することで、事業の「質」を確保し、価格と質のバランスが取れた選定を行っています。』とあります。今回の選定過程における価格評価点と技術評価点の結果の詳細を教えてください。

3. おやつ希望制導入について

- (1) 昨年10月、突如eメッセージによる「おやつアンケート」が実施されました。その後、保護者への説明が不十分なまま「おやつ希望制」が導入されようとしています。アンケート対象者である保護者には、結果を知る権利があると考えます。特におやつについてのアンケートは、これまでに実施されていなかったこともあり、自由記載欄には多くの意見が集まったことが推察されます。アンケートの結果を公表してください。アンケート対象世帯数、回答世帯数、賛成・反対数、自由記載欄の内容を教えてください。
- (2) アンケートの実施方法について、「たった4日間みの回答期間」であることや、「eメッセージの登録者のみへの実施」となっており、実施方法に問題があると考えます。また、内容についても、あまりにも簡素な質問内容であり、本来のおやつ必要性や子どもたち目線

でのおやつ viewpoints が全く示されていません。このようなアンケートをもとに希望制の導入を進めるのはやめてください。

- (3) おやつは放課後の長い時間を学童保育で過ごす子どもたちにとって大切な補食であり、また、子ども同士や指導員とのコミュニケーションの機会でもあり、「放課後児童クラブ運営指針」にもそのことが新たに追記（2025年4月）されています。今回の堺市の希望制については運営指針の内容に反するものだと考えます。そもそも堺市としておやつ希望制を導入するに至った理由や意図を説明してください。
- (4) おやつを食べるのは子どもたちです。保護者のみに意見を聞くのではなく、子どもたちにも意見を聞いてください。おやつは、放課後を学童保育で過ごす子どもたちにとって楽しみの一つです。子どもたちのことを子どもたちの意見無しに進めるのはやめてください。
- (5) おやつ希望制の導入を検討するにあたり、予想される問題点と解決策を述べてください。

4. 子どもたちの意見について

堺学保連では子どもたちの意見を聴く取り組みとして「市長さんへ手紙を書いてみよう」の取り組みを行い、123人の子どもたちからの手紙が集まりました。結果、要望としては「あそび」42件、「おやつ」33件、「施設」20件、「指導員の対応」17件、「その他」37件でした。「のびのびルームが楽しい」「おやつが嬉しい」という意見も15件ありました。市長をはじめ、議員の方々にもぜひ読んでいただき、今後の施策に反映をしてください。

5. 3つの事業の統一について

前回の陳情書に対する回答では『令和10年度に3事業の制度を統一することを予定しています。』とありました。上記のおやつや事業者選定の問題以外にも、超大規模化ルームの問題、指導員不足の問題、専用室確保の問題など課題は山積みです。今後、制度の統一に向けてさまざまな検討をするにあたり、現場の指導員や当事者である子どもたち、保護者の意見を丁寧に聴いてください。「これが子どもたちのための施策です」と胸を張って言えるようなくみづくりを求めます。

受理年月日 令和8年2月2日

道路工事等について

陳 情 者 堺市東区
中 筋 美奈子 (旧姓：佐野)
中 筋 雅 志

堺市市職員による不当行為 (地方自治法第 238 条 4 第 1 項に対する違反) について

陳情の内容

1. 陳情書提出 (再提出) の理由

令和2年7月2日に提出した陳情書 (堺議事第933号) に対する「陳情の審査結果報告について」を令和2年9月30日に通知書を受け取りましたが、その通知書に記載されている内容 (審査結果：本件については、当局に善処方を要望致しました) が市役所側から現在に至るまで市民の側に責任を押し付けることばかりで、堺市として中身のある、そして誠意のある回答を得られていない。

前回の陳情における第2項 (1) (2) (3) は事実と異なり断固抗議する。

その回答の中で道路確定協議は「道路部分以外の境界点や民境界線の辺長等を確定するものではない」とあるが、今回の境界点は、先ず官民境界であるので、その境界点は道路部分以外と断言するのは間違いであり、その境界点は道路部分の何物でもなく、虚偽発言であり認められない。

道路であるべき縁石のところを取り込んで測量を認めたことにより、辺長4cmも長くなったことは、道路を譲渡したことに他ならないのである。「道路敷地を譲渡した事実もない」これも全くもって虚偽発言 (回答) であり、いずれも事実と反している。

何故なら、隣家 (南) の建替え工事にあたり、既に確定している道路部分の事で、道路境界確定協議をする必要は一切ないと考える。(その前から堺市の道路だと確定している) 何故、その協議を受け入れたのか、答えは隣家に道路を譲渡して道路の形式が変わった為に必要やむなしなのである。その為に今回の当方の測量からも道路幅が狭くなっていることがそれを物語っている。堺市として如何なる理由で協議をすることになったのか、今回明確にしてほしいと思います。

もう一度記載するが、それ以前に確定している道路部分の再協議をする理由は何なのか？

役所として言い逃れは市民として受け入れがたく実に不愉快である。事実に基づいた発言を求める為に、今回陳情するものとする。

なお、今回この陳情書を作成する前に、当方が市役所の関連部署を訪問し、説明を求めましたが、堺市側は筆界確認書を理由にして、既に回答済として説明を拒絶しました。

このため、市会議員を通じて再度問い合わせをしましたが、筆界確認書があるから、またこのような事例は近隣地区でも発生しているから、今回が特別なことではないと開き直りとも言える回答でした。

今回の件は、地方自治法第238条の4第1項に明らかに違反しているにもかかわらず、筆界確認書があるからと市民にその責任を擦り付けることに終始し、市職員による不正行為である道路を譲渡した事実を組織ぐるみで隠蔽するのは許せません。

その為、今回の再度の陳情に際して、従来の考え方を基本にして、更に当方が面談時に得た情報（市役所の職員、市会議員、府会議員等々からの）を基に陳情書を作成しておりますので、それに対する回答を求めたいと思います。

① 道路の一部である緑石を壊す開発課→道路を隣家に無償譲渡（次の3①でその詳細を述べる）

本件においてA氏を課長とする開発課が個人宅の建替えにあたり道路の一部である緑石を壊す開発行為を行った。これは道路を一個人に譲渡することに他ならない。元々道路であった緑石を壊して隣家の面積増→建ぺい率クリアーに堺市が協力した形である。

「道路を譲渡していない」とする前回の陳情に対する回答は、明らかに偽証であると共に、これは明らかに市役所としてあってはならない違反行為であり、これに対する回答を求める。

② 上記①をもみ消す為のA氏の市民に対するパワハラ行為（次の3②でその詳細を述べる）

A氏に①の件を問いただしたところ役所内で当時の建築指導課のB課長同席のもと面談した時に大声で数々の事実に反する暴言と言える嫌がらせをすることにより威嚇した行為はA氏自らの行為を何とか当方のあらを捜して消し去ろうとする役所職員としてあるまじき卑劣極まりないものであり、絶対に許されない。市民に対するパワハラ行為そのものである。

何故そこまでしてやるのか、その必要性は何処にあるのか回答を求める。

③ 堺市の道路取り込み違反測量の強い指示（元の境界標の隠ぺい）

本件の道路取り込み測量について、当方が土地家屋調査士会の苦情処理委員会に不服申し立てをしたところ、その委員長は「こんなツラの出ている測量は違反だ。堺市に異議申し立てをする」と言ってくれたが、「堺市と隣家から強固な反対にあった、もはや

堺市は村役場に成り下がってしまった」との返事もらった。

堺市は正義が通らず違反が通るのかと言いたい。当方も当時より現在に至るまで一貫してツラの出ていない元の一直線の道路に復元することを訴えている。そして測量士曰く、その堺市に「道路に4センチ飛び出したところを測れ」と指示されたと、それがまずありきであり、筆界確認書はその指示のもと後になって作られたものであると先の土地家屋調査士会で証言している。

そもそも本件は元の境界標を隠蔽し当方をだまして新境界点を元点だと堺市は主張し、隣家と共謀して筆界確認書を作ったものであり、当方はそれに断固抗議を続けている。その不誠実な行為を当方は不服に思い、土地家屋調査士会の苦情委員会に申し出たのであるが、そこの委員長も堺市の違反行為を認め堺市に復元を求めるために、C測量士に同行して堺市役所へ行く時まで言ってくれていたが、堺市の強固な反対にあったとするが、この大きな不正を絶対に認めない。

当時市役所の建設局の部長を務めあげて、その後相談員として美原区役所にいた方が、その不法行為について相談したところ「自分も路政課に進言する」と言ってくれたが、路政課の職員から「OBはでしゃばるな」と言われてしまったので、「この件の協力はこれ以上難しい、申し訳ない」と陳謝された。

相談した皆が口を揃えて正しくせよと言ってくれていることから当方も復元をずっと堺市に訴えてきた。

そして当方は元点がよくわからなかったのも、元境界点から新境界点に変わったのなら元の境界点の写真を筆界確認書に載せるべきだと主張したが、無視されてしまった。

そこで当方は令和になって測量事務所に再測量を依頼し、元境界点の存在と同時に昭和60年代の測量が正しいことがわかった。

この場合、絶対に地積測量図を守らなければならないのは、建設界のルールであるはずだ。何故に堺市は不正な無茶苦茶を市民に押し付けるのか。その無軌道ぶりは他に例のみないものであり実に腹立たしい。

堺市の強制的に違反測量を押し付けることは共産主義そのものであり、民主主義の我が国においては、民意に反するものであり、そのようにして作成された筆界確認書を理由にしては絶対ならない。

何故そこまで正義を貫く市民に対して役所は違反を押し付けけるのか、その回答を求める。本来指導すべき堺市が違法行為を率先してやることに、呆れるばかりである。

◎堺市は土地家屋調査士会の不服審査委員会の復元要請を断固拒絶するとは堺市は何様と思っているのか。

必要のない道路譲渡を行い現状変更しているにもかかわらず、第三者機関の要請を拒

絶し、現状復帰しないのは極めて悪質である。力をもって現状変更をしておきながら、当方が何度も復元を要求しているにも拘わらず、それを元に戻さないのは役所職員としての職権乱用行為そのものであり、市民に対する裏切り行為である。

このことから今回の件は堺市が隣家から依頼され言う通りに従ってしまった不正測量がまずありきであり筆界確認書はそれを元に堺市と隣家が共謀して作られたものなのである。

隣家の主張を優先するあまり当家はどうでも良いのかと言いたくなる。道路を我が物と思ひ役所は不正をあくまで貫いた。これにより道路取り込み測量が行われ不正な官民境界の変更に至るのである。その変更はその決定そして実行に至るまで当方に堺市からの立ち合い要請は一切なく、当方に無断で行われたものである。以上のことから堺市はこの不正に満ちた筆界確認書を正しく改めなければならないのである

- ④ 本件が違反測量であることの裏付けとして、本来1通のはずの筆界確認書が3通存在することの不正

(1通目)

当時路政課職員のD氏の証言

「当方の署名がない筆界確認書を同じ路政課の職員であるJ氏が受理した。「そのため道路がぐい地になり、水の流れが悪くなり、ゴミが溜まって申し訳ない」と証言を得た。

測量士と隣家はおそらくいずれ当方の署名がもらえると高をくくっていたと思われる。不審に思った当方が市役所を訪れ、本件の情報開示を求めたところ、当方の筆界確認書が入っていなかった為に当時路政課の課長であったE氏に公開を求めた。その後、E氏が当家に持参したのは、測量士が堺市に言われて、まだ当方の署名をもらえてなかったもので、勝手に測量士が無署名の筆界確認書に当方の知らないうちに測量士自ら当方の署名をして故意に捏造した筆界確認書であった。

その場で不正を指摘したところ役所に持ち帰り測量士に確認することになった。

その偽造筆界確認書で道路境界変更の決裁を行ったのである。

E氏によると「当方の筆跡がわからなかったのも」と言う無責任な発言に、怒りを覚えた。その後、その書類は放置されていた。

(2通目)

隣家の建築士に度々恫喝され、一度警察沙汰になったことがあり、このまま同じことが繰り返される恐怖から、しぶしぶ署名したものが2通目（7月30日）であるが、これは道路境界の決裁（7月20日）の後のものである。

ところが、市役所も測量士もいい加減なことに2通目が決裁された後だったので1通目

のまま放置しており、何ら対応していなかった。

(3通目)

当方が署名した筆界確認書7月30日付けである。ところが市役所に情報公開を求めたそれは7月20日となっていた。

当方宅で署名する際に2通必要とのことで、そのうち1通は当方で7月30日とした。実際の署名した日はそれ以前であったが、何か悪事を働く予感がしたので、少し遅らせた。しかし測量士はもう一通を白紙にしてほしいというので、その2通を持ち帰った。

やはり測量士は悪事を働き、7月30日であれば道路筆界の決裁日の7月20日に間に合わないため白紙で持ち帰った分で7月20日付けの書類を作成した。

これはあまりにも姑息で、何重にも不正を重ね筆界確認書が3通が存在する。

筆界確認書は測量当初から当方抜きで作成された。当方にとっては本当に腹立たしいものであり、元通りの正しい長さのものに書き換えなければ許されるものではない。

⑤ 犯罪行為を重ねた3通存在する筆界確認書の悪質極まりない経緯

筆界確認書については、なかなか当方の署名をもらえなかったため、堺市の担当者から催促され測量士が自分で勝手に当方の署名を捏造したものがある。

その時点で筆界確認書が捏造品であることを知らない路政課はそれをそのまま保存していた。

そして路政課の課長であるE氏が捏造品と知らないことを良いことに、測量士がそのままにしていたら、E氏が当方から要求されて、その捏造筆界確認書を当家に持参してしまったのである。やはり悪いことは出来ないもので、捏造がばれてしまったのである。この目を見た当方は、これは絶対に許さない。その場で当方に、その署名は測量士であることを指摘（その筆界確認書に測量士の文字が書かれた箇所があり、その筆跡とおなじであった）された。そして慌てて書類を持ち帰り、測量士に確認した。その時測量士は自らの捏造行為を白状せざるを得なかった為、測量士は捏造した2通目を決裁後になってようやく当方から得られた3通目の筆界確認書とすり替えることにした。

その時E氏も自身の未確認行為の不始末がばれるのを恐れて測量士のすり替え行為を認めざるを得なかった。（私文書偽造の共犯）

そこでE氏は測量士と手を結び結託したのである。（堺市と測量士の共犯行為）

この悪質な行為は当方にはすべて内密に行われた。これは当方の人権を全く無視したあまりにも悪質すぎる卑劣極まりない堺市と測量士の保身行為であり、絶対に許されるものではなく、そのようにして作成された筆界確認書は、その作成経緯からも即刻破棄しなければならない。

堺市を含めた関係者が、どれだけ罪（違法行為）を重ねたら気が済むのか思い出して

も実に不愉快であり、怒りがおさまらない。

そもそも捏造された筆界確認書で道路境界変更の決裁を行使した事実は、当時の路政課のD職員も証言しているように役所として絶対にあってはならない不正である。これは私文書偽造に相当する。

全く当方の知らないところで勝手に自分の署名をされたことに今でも強い憤りを覚える。この身勝手極まりない捏造行為を絶対に許さない。その上でこの筆界確認書は断固認めないことを堺市は心しなければならぬ。

以上の経緯からこの悪意に満ちた筆界確認書を理由にすることは断固として認められない。

この測量士と堺市が結託した私文書偽造の犯罪（官民の共犯事案）を告訴しなかったのは市役所側の真っ当な対応を期待していたのであるが、その後の対応に裏切られた。

残念ながら、この私文書偽造事件の公訴時期は7年である為、今回告訴することはできないが、市役所職員と測量士が結託して犯罪行為をした事実は消すことが出来ないと考える。

告訴されなかったから問題なしとは違う事を充分認識すべきである。

なお、この捏造事案は、当方の人権を全く無視したあまりにも悪質、卑劣極まりない行為である。

堺市と測量士が結託し、法令違反の元に作成された筆界確認書は無効であり、その書類の決裁後に行われた行政手続きは無効であると考ええる。

即刻その行政手続きを元に戻し、思い出すだけで不愉快になるので、元の状態に戻すことを求める。

2. 陳情にあたって事実関係に基づいた詳細（1の①②の順に述べることとする）

まず前回の陳情で本件を市民の筆界確認書の所為にしているが、それは1にも述べた通り、断固として認められない。何故ならその理由は、その根底に堺市役所の不正が強く存在するからである。

今回の陳情目的は不正行為を明らかにし、それを正した上で道路を元通りに復元することにある。

① 個人の家で建築で開発行為は不自然

なんと元々あった縁石を壊す開発工事が行われたのである。これは道路を壊すのと同じであり犯罪行為である。

これを主導したのが、当時その担当の課長であるA氏である。

当時A氏は開発課の課長であった。平成25年に隣家で開発行為をする看板が掲げられた。

個人の家での開発行為には疑問が残る為、この度開発計画書に関する情報の公開を求める。

何故ならA氏にこの工事について聞いたら「家の建て替えの為だ」とだけ答えて開発行為について言及しなかった為である。

堺市では開発行為は大規模な都市開発もしくは道路の形状を変更する時と定められていると現場にいた職員から聞いた。

説明がないので様子を見ていたら既存の縁石が壊されていたので、びっくりである。その工事を主導したのが、A氏であり、聞いた話によると、隣家が知り合いの東区役所の職員に今回の建替え工事にあたり便宜をはかってくれるように依頼したと聞いた。

その違法行為を請け負った（不正行為の口利き）職員が、本庁勤務のA氏に依頼したのが不正行為の原点であると推測される。

役所の職員が正当な理由なく一個人の為に既存の元々堺市が道路の境界を示す為作った縁石（民地と市道の境界線）を破壊するなんて理解できない。

正当な理由なく力をもって市役所の職員が率先して縁石の破壊行為をするのは犯罪行為である。

また、元々ある縁石の破壊工事でできた道路部分を民地として隣家に無償譲渡し、そこに隣家は自分たちの塀を建て、且つその道路の民地化での面積増により隣家は建蔽率をクリアし、家の建築許可を得たのである。当時ある市役所職員が、「隣家の塀が今のまま縁石があれば入らないので、縁石を壊した」と証言した。

一個人のこのような身勝手な行為を堺市が許すとはあきれ果てる。

しかも、塀を作った後、新しい縁石を税金で作ってやると言うとてもない行為をしているのは、そんなことに税金を使うのは許されるものではない。

この馬鹿げた行為は「盗人に追銭」的な行為である。まるで異様な大名工事である。

因みに、これは隣家の新築工事を請け負った、建築会社の社長が大きな声で隣家の建築現場の前で「ワシが堺市に掛け合っただけで縁石を新たに作るようにしてやった、新築祝いだ」と話しているのを聞いている。

これらの行為は全て公費（市民の税金および地方交付税）が使われており、何故市役所の中で不正行為を止めるすべがなかったのか。（北部地域事務所のF参与並びにG参与の証言）

この件で相談をして当方に力添えをしてくれた中野稔子府会議員は「ここまでの工事をやらなかったら表向き違法と分かりにくいけど、ここまでやったらアウトですね」と呆れていた。

これで、決定的に道路は変えられてしまった。この開発行為は道路の無償譲渡（建蔽

率をクリアーにするため考えた不正行為)を行うための行為であることは明白である。何故なら縁石は道路なのだからである。

府議員が口に出すほど、あからさまな(もう少し知恵を出して、市道の譲渡を隠すのが普通する行為だと思うが、あまりにも見え見えの行為)公から民への譲渡行為だと言える。

この工事をする為に(隣家の造作物である塀を入れさせてやる)当家と反対側のH氏との官民境界点を既存の道路側に約4センチ伸ばす不正行為を堺市の職員は当時担当している測量士(C氏)に強要したのである。

この通り、本件の不正測量は堺市と隣家が最初から仕組んだ悪質極まりないものである。

また、その不正な測量をするため測量士は、正規の境界標(釘であったため見つけにくいものであった)を隠して、偽りの新点を旧点として測量をし、その結果、不正な筆界確認書を堺市に提出したのである。それが国家資格を持つ者のすることかと言いたい仕事として得る報酬の為に止む無くやったのであろうが、許されない行為である。

因みに、この違法行為によって作成された境界標を向こう隣のH氏は違法な行為によって作られた標識だとして剥がして破棄している。当方も土の中に埋めている。

隣家が当時の東区役所の職員に便宜を図るように依頼したことが、最終的に市道の無償譲渡につながっており、隣家をはさんだ両家に迷惑をかけており、市役所は過ちを隠蔽するのではなく正直に認め、元の状態にするのが役所の責務であると考えてるので即刻そのようにすることを強く求める。

② A氏のパワハラ行為の詳細

今回の陳情にあたりA氏に関して市役所職員とのやり取りを記録したメモを細部にわたって点検したところ、当時(平成26年6月)大阪府議会の中野稔子議員を頼り、経緯等の調査をお願いしたことがあり、中野議員からは「今回の件で一番悪いのは違法建築をやった隣家(南)だが、A課長(開発調整部 開発指導課 副理事兼課長)も処罰を受けているから許してやってほしい」とコメントをもらった。

【因みに、当初日本維新の会に所属している市議員に調査をお願いしたが市議員だとしがらみ等が影響する可能性があるのでは、府議員の中野議員がその役回りを担ってくれた】

これは、市役所内部で黒幕を特定し、違法行為に関与したことに対して処罰したと言うことだと考える、しかし具体的な処罰の内容等について伺っていないが、その後その職員は、他部署に異動になったことを聞いているが、前回の陳情を行った時の回答に、当然それが含まれるべきであるが、それが含まれず所謂市役所職員の不正行為の隠ぺ

い、もみ消しなのではないか。

因みに、A課長がこの不正行為に関与したのではと思われる行為を記載する。

- 先ず最初に、当家を訪れたおり、不可解な行動に出るので、実に不愉快であった。

それは、無言で当家と隣家の境界まで行き、不正に後付けされた境界標を見たにも拘わらず、当方に一切確認もしないで、その場を立ち去った。その後、その境界標は不正行為によって取り付けられたことがわかったのか、自分の不正行為をもみ消すため、事実無根である数々の嫌がらせ行為を連発したのである。

いわゆるパワハラ行為である。その詳細は以下のとおりである。

A氏が市役所内で不正を働いたと認識できる事項は当時の書面に残っており、次の通りである。

- 当方が市役所を訪ねたおり、当時建築指導課のB課長も同席した面談時に起こった。

その時A氏は、その面談の中で異常に興奮して下記の件を列挙して当方を脅すので、事実と反することで当方を脅す行為を続けたので、実に不愉快で怒りが収まらないので、A氏には面談の場から退席してもらった。

A氏は自分の保身を優先し前後が見えなくなり、異常な興奮状態になったと思われる。それはB課長も認めていて、その場でA氏に注意したが受け入れるどころかますます興奮して当方に向かってきた。

自らの過ちを指摘されると人は動揺から興奮するが、それを絵に描いたようであった。ムキになって前のめりになり、これでもかと言わんばかりに迫ってきた。

何故事実と異なることを並べて善良な市民を脅すのか、その答えははっきりしていると考えている。A氏が自ら手を染めた不正行為を隠蔽するため、当方のあらを捜して難癖（責任の転嫁）をつけたのである。

その行為により当方はその恐怖、ストレスから今でも思い出すと涙が止まらなくなる。パワハラ行為の具体的項目は次の通りです。

- 家と塀の間の距離を当方は80cm開けているのに、目視確認せずグーグルマップを持ち出して30cmしかないと決めつけた。

市役所の開発課のI職員もA氏からそのように聞いていて、「そちらも色々あるようなので隣家とはお互い様ですよ」との話があり、当方に確認もせず、その説明で他の職員を押さえつけていたA氏は自己の保身のためとは言え、あまりにも卑怯な行為である。

- 当家の屋根が敷地からはみ出していると主張。

これを説明するため、素人がやる幼稚な手段を使った。

それは、ここに記載するのも恥ずかしいような馬鹿げた行為で、先にも述べたグーグ

ルマップを印刷（両家と境界線のグーグルマップを写真風に印刷）し、明らかに隣家側に傾いた線を引き、自家の敷地が隣家に越境していると主張。

少なくとも、役所で建設関係の管理職をしていた人物であるならその様な素人的な振る舞いはしないと思いたいが、「呆れた」の一言に尽きる。目視確認をしないことでグーグルマップを使うことは全くもって許されない。

これには中野府会議員もこれには「やり方が間違っていますね」と話をしていた。

それ程不正（悪事）を働いたことで、A氏は気持ちが動揺していたのであろう。

市役所の職員が市民を脅して言いなりにさせることは、絶対にあってはならない。

- 更に続けて自家が家を新築した時に建築確認書を出しているにもかかわらず「当方のところは建築確認書を出していない」と主張。

自家は家を新築する時に、二世帯住宅として家を建てたので、建築確認書の提出は当方の名ではなく、もう一方でだしている。

参考までに自家はパナホームが建築したものであるが、自家は前面道路が狭いため少しだけ堺市に寄付しているのである。その自家に対してあまりにも無礼の数々である。

あってはならない職員による個人情報盗み見行為

A氏は、自分の業務に関係のないことで、建築確認関係のデータにアクセスして、その状況を調べたと思われ、それをもって自家にプレッシャーをかけるつもりだったと推測される。個人情報保護の観点からこれも職権乱用と言えるものであり看過できない。

ここで何よりも重要なことは、市役所職員が無断で市民の個人情報を盗み見たと言う事実である。

これらの脅迫された時のことは今も鮮明に覚えており、思い出すたびに、その時の恐怖が収まらず涙が出てくる。

当時このA氏から一般市民に向けられた恫喝があまりにも酷い。

この件について、中野府会議員は、この件に係わった堺市建設関係職員の謝罪状を取り付けてくれた。

3. 今回の陳情において市役所側から明確な回答を求める

- ① 元々あった縁石を壊して道路の形状を変えるのは、力をもって現状変更することに他ならない。

これは道路である縁石つまりそれは道路の譲渡なのである。

これは市役所職員の職権乱用も甚だしい。「道路の譲渡は一切していません」との今回の陳情で路政課の発言は正しくなく虚偽である。

この開発行為が、縁石＝道路であることから道路譲渡そのものであり、道路譲渡を堺市は正直に認めて、元の正しい道路に復元しなければならない。

- ② 違法な道路取り込み測量を測量士に強く指示して無理やり行わせたことでの堺市の責任は大きく、深く受け止めなければならない。そしてその不正測量を路政課は認め、正さなければならない。

当方はそれを正すよう何度か市役所に出向いたが、その都度担当者のJ氏を隠して説明責任も果たさず、ふてぶてしい態度に終始したため、あまりにも不誠実で怒りがおさまらず、面談の後、その足で人事課に出向き、この不正測量の全てを聞いてもらった。

- ③ 捏造された筆界確認書を道路譲渡の理由にしてはならない。

これはまさに私文書偽造である。堺市は捏造筆界確認書で決裁して道路境界を変更した違法行為（罪）は大きく、その責任の重さを深く受け止めなければならない。今回の陳情において上記①②③に対する堺市の丁寧な説明による回答を求めるものである。

4. 前回は踏まえて今回の陳情にあたり事実の整理

- ① 市役所側が信じた（確認をせず）境界塀の作り替え発言は隣家及び建築会社の偽証である。当方の塀の作り替えについては、隣家は偽りの図面をつけて堺市を信用させ、そこで損した分を道路まで辺長を長くしてくれと執拗に堺市に迫ったことにより堺市の担当者は当方に一切確認することなく、その話を鵜呑みにし、言いなりに認めてしまった。

その初動の間違いをもみ消すため、当方が隣家の敷地に越境していると決めつけるしかなかった。

そして部下の市役所職員には、それを理由に道路の譲渡は仕方ないことだと納得させたのである。

そこからJ職員との面談時に、「お宅は塀を作りかえたのですよね」証言の裏が読み取れるのである。

当時の上司は図面を確認していないはずはない。しかしながら、不正をもみ消す必要があるために、見て見ぬふりを決め込み、当方には一切確認はしなかった。何故なら確認すれば当方に作り話であることを見抜かれるため、あえてそれをしなかった確信犯であり、当方としてはそこまでなめられていると思うと強い憤りを感じる。

また、これらの堺市の行為は行政としてやってはいけない行為であり、それを内部から指摘できない体質は改善すべきである。

本来ならば指導すべき立場の堺市が完全に反社勢力に負けた形である。見て見ぬふりではなく、不正に対してきちんと内部告発のできる役所であってほしい。（これらの不正に対しても当時の路政課職員のD氏並びに北部地域事務所のF参与は内部告発として当方に不正を認めた上で謝罪した）

また、この乱暴なやり方については、当時建築都市局開発調整部のA氏（課長）が黒

幕であることは、当時、中野府議員が内部調査をした結果、はっきりとA氏がこの不正行為に関与していたと言う言及があったが、当然この件が前回の陳情で正式に話が出ると理解していたが、陳情の回答には一切言及されていなかったので、今回ははっきり記載させて頂く。

路政課としてこのA氏の開発行為を可能にする為に道路境界変更を認め、その決裁を行使したのは揺るがない事実であり今回は絶対言い逃れを認めない。

- ② 筆界確認書は①の流れで決められてしまっていて作られたもので一番最後のものであり、それに至るまでの経緯の不透明さを透明にすべきである。

堺市自らの失態を当方の塀の作り換えとして（虚偽）当方にその責任を擦り付けているだけではなく、そこから更に筆界確認書提出したのだから塀の作り換えを認めたのだと決めつけ、それで確証を得たとして筆界確認書の所為にしている点において二度まで当方に責任を擦り付け堺市自らの失態を認めないのは責任転嫁であり過誤できない。

それとは別に、堺市は市民側から筆界確認書が出ているからとしているが、市民が申し出たら道路を譲渡するのは理解できない。

路政課が不正測量を強固に指示（いわば命令）して、それを認めさせたことで、開発課も北部道路事務所もやらざるを得なかった本件の不正（悪）の根源はA氏であるが、そのお膳立てで道路境界変更を認めた路政課にその責任がある。

F氏も「何故そのような不正を認めたのか、やはり北部道路事務所と同じで反社勢力にやらされたのであろうが、当方には全て内密にして申し訳なかった」と頭を下げた。

この内部告発があるのだから、路政課は不正を認め今までの間違った対応を謝罪した上で、元に戻さなければならない。もし認めないのであれば、あまりにも見苦しい行為である。

これでは、道路の管理をすべき役所がその任務を果たしていない、あってはならないことである。それ以降についても、当方は署名押印を拒絶したことから、土地家屋調査士（C測量士）が当方に同意を得ることなく筆界確認書を捏造（C測量士が当方の署名を偽造）し、堺市に持参したことが、のちに路政課のE課長（当時）が当家を訪れた際に持参したので発覚したことからもこの筆界確認書は隣家が偽装工作をした不正に満ちたものであり認められない。

- ③ 今回の道路取り込み違反測量を強固に指示したのは他ならぬ堺市である。それは②にも述べた通り反社勢力の脅しによるものと思われる。

筆界確認書については、やはり堺市と同様当方も隣家の関係者に恫喝をされて警察の出動を要請したこともあり、これ以上の抵抗は難しいと判断して、不本意ながら署名したものである。これは決裁時のものではないのである。

その道路上の境界点については、後になって土地家屋調査士会の苦情委員会で、担当した測量士（C氏）が長く伸びたところから約4センチ手前に、元の境界を示す釘があったと証言しており、境界点ははっきりしてわかっているにも拘らず、筆界確認書作成時には、その事実を隠ぺいして「堺市の指示する境界点はここだ」とその偽りの点（新点）を示したのである。（それは後になって当時の地積測量図に反するものであることが判明）

つまり堺市と土地家屋調査士の両方で当方を信用させておいて、しかしながら実際には両者が結託して当方をだまして筆界確認書に署名をさせたのである。

事実、元の点は境界を示す釘だけであるので、当方も苦情処理委員会から示されるまで、その存在が本当にわからなかった。

それを良いことに、E課長も境界点は「ここだ」と当方をだまして道路取り込み測量を指示したのである。

「塀の作り換え」と言い、「筆界確認書があるから」と言い二度までも当方を裏切った責任は隣家（南）だけではなく、堺市にもあり、個人の不正行為に対して、正しく指導すべき立場の「政令指定都市」である堺市がその不正に協力したことは全くをもって許されない。堺市民として公平公正な行政を求めると共に、今回の陳情で当方を無視して違法である道路譲渡を強行したことを深く受け止め、それに至った流れを一部始終明らかにすべきである。

結果だけの筆界確認書の所為にすることは今まで述べた理由からも絶対に認められない。もう一度問う、今回の道路取り込み測量は何故道路まで約4センチ伸ばした境界点を測量士に強固に指示したのか、そこに至るには如何なる経緯があったのか。

堺市の指示が先にありきであり、その測量の時点では筆界確認書は存在しないのである。

そのことから当方の筆界確認書を根拠にしてはならないのは明白である。

当方は、堺市が反社勢力からの脅しにより不正行為をやらされたのだと思っているが、とは言え、言い訳ばかりせずに、それを正直に訂正する勇気を持ってほしい。

それが長年この件で苦しめられた（濡れ衣を着せられた）当方に対する償いであると考ええる。

なお、今回本件を再確認する中で、このような事例（近隣の地区での道路の無償譲渡）は他にも発生していると言う情報を市会議員から得たが、他に同様の事例があるから問題ないのではなく、なぜ地方自治法を守らないのか、その程度なら誤差の範囲だと言い逃れするのか、何故譲渡する必要性のない事案にも関わらず、そのような地方自治法を無視するような行為をしたのか、その理由の説明と共に、正しい職務執行と法令遵

守を強く求めたい。

ご存じのように、堺市の標語に、「ダメと言える勇気とそれを見守る社会」があるが、まさに、やってしまった身内の行為に対してダメと言える組織（市役所）であってほしいし、それを厳しく見守る市議会であってほしいのである。それを今回お願いしたくて再陳情する次第である。

5. 今回本件を再陳情するにあたり様々な角度からの再検証

そのひとつとして本件は、これだけの不正行為であり公益通報に該当する事案であると考えている。役所内部においても内部告発する職員が居てほしいが、残念ながら市役所内部で不正を正す行動をするものはいなかった。

唯一路政課のD氏、北部道路事務所のF氏は当方に内部告発をしてくれたが、行政の不祥事は人々の暮らしに与える影響も大きく「不正の芽や組織のゆがみを発見したら是正しなければならぬ」と公益通報保護法があるが、本件はまさに当方が堺市民として、この公益通報を行うものに相当すると考える。

堺市の職員の行った不正行為とは元々道路であった縁石部分を破壊し、公共の財産である道路を堺市の私有物であるかのごとく、一個人にばらまいたことである。

それにより、本来一直線であるべき道路が、隣家宅の前だけ飛び出し、ガタガタな道路になってしまい、この異様な見苦しい形状をずっと市民の前にさらけ出しているのである。この不正は直ちに是正すべきである。これは堺市の恥である。

当時、ある市役所の職員から「堺市は1センチでも道路の横領の疑いがあるときは、ヘリを飛ばし厳しく取り締まる」と聞いたことがある。

本件は4センチも道路の横領を隣家に堺市が指示したのである。

知り合いの道路工事関係者はこの不条理なことに憤慨していた。その関係者が証拠として道路工事の写真をその場で撮影し提供してくれたのである。

それは現場を見れば一目瞭然で誰が見ても不正と分かるのである。

そこだけ飛び出しているからである。堺市は現場確認第一主義を掲げていると聞いている。この現場を見て恥ずかしくないのか。

元は一直線道路であることは、法務局堺支局備付公図にも記載されているとおりである。

その不正をさらけだす、新しい縁石工事までも隣家の言いなりになって何故やってしまったのか。そのくい違いにゴミが溜まる等の理由で当方も道路工事をやってもらったのであるが、本来これは隣家の違法行為がなければやらなくても良い工事である。

まずは隣を元に戻した上で、当方も一直線に戻してもらうことを切に望むのである。

政令指定都市である堺市に猛省を促すと同時に直ちにこの不自然に食い違っているみっともない道路を元の状態に是正することをお願いする。

一方の市民を優遇し、他の市民には冷遇することで多くの市民は1センチ飛び出しに泣いているのである。そして飛び出さないようにルールを守っているのである。

路政課として、いや堺市として、そのような相反する理不尽なことが許されるはずもなく不平等極まりない。

堺市としてすべての市民に対して公平公正な姿勢で対応することが行政の基本であることを忘れてはならない。

今回の陳情において冒頭1の①②③と3の①②③に対する誠意ある回答を求めるものとする。

追記

この件に関して総務省が行っている行政相談に出向き事情を説明したところ、堺市のような政令都市は、他の府内の自治体と異なり大阪府の指導が及ばず、それを指導できるのは市議会議員、市議会である。そして、その力をもってして不正を正してくれる市会議員は市民の強い味方であるのだと聞きました。だからこそ、この不正と一緒に闘ってくれる市会議員を捜すようアドバイスを頂きました。その理由から本件は真実を明らかにするため、市議会議員の皆様を信じて再度堺市議会議長様に陳情書を提出させて頂くことにしましたので何卒よろしくお願い致します。

堺市議会議長様に於かれましては、市議会の権限のひとつである調査権を実施し、この堺市役所の不正を有耶無耶にして握り潰すことなく、また今後同じような反社勢力の言いなりになることによる不正を繰り返さないためにも、善良な堺市民の陳情内容を充分精査して頂き、誠意をもって公明正大で納得のいくご回答を早急に、そして私共堺市民に対して、政令指定都市である堺市としての自覚をもって当事者一方ではなく双方からの平等な確認を怠らないことを誓った上で、その説明責任を果たして頂きますことを心からお願い申し上げます。

このように明らかな証拠（道路である縁石を壊して、その一部を市民に払い下げた）があるにもかかわらず、今まで堺市の職員は自部門の不正を認めず仲間を守り、自部門を守ってきましたが、今、必要なことは自分たちの立場を守るのではなく、堺市の財産（道路）を守ることではないですか。道路（市の財産）の使い込みは犯罪です。

これ以上担当部署が自分たちを守る為、襟を正すのを拒否した場合、それを正すためにマスコミの力を活用することも考えております。しかしながら堺市民として堺市の恥を世間に晒すのも忍びなく、先ずは堺市議会の議員の皆様のご公平公正な判断を信じて、それを頼りにしたいと思っていますので、市会議員の皆様何卒よろしくお願い致します。

<陳情事項>

1. 陳情書提出（再提出）の理由

令和2年7月2日に提出した陳情書（堺議事第933号）に対する「陳情の審査結果報告について」を令和2年9月30日に通知書を受け取りましたが、その通知書に記載されている内容（審査結果：本件については、当局に善処方を要望致しました）が市役所側から現在に至るまで市民の側に責任を押し付けることばかりで、堺市として中身のある、そして誠意のある回答を得られていない。

前回の陳情における第2項（1）（2）（3）は事実と異なり断固抗議する。

その回答の中で道路確定協議は「道路部分以外の境界点や民民境界線の辺長等を確定するものではない」とあるが、今回の境界点は、先ず官民境界であるので、その境界点は道路部分以外と断言するのは間違いであり、その境界点は道路部分の何物でもなく、虚偽発言であり認められない。

道路であるべき縁石のところを取り込んで測量を認めたことにより、辺長4cmも長くなったことは、道路を譲渡したことに他ならないのである。「道路敷地を譲渡した事実もない」これも全くもって虚偽発言（回答）であり、いずれも事実と反している。

何故なら、隣家（南）の建替え工事にあたり、既に確定している道路部分の事で、道路境界確定協議をする必要は一切ないと考える。（その前から堺市の道路だと確定している）何故、その協議を受け入れたのか、答えは隣家に道路を譲渡して道路の形式が変わった為に必要やむなしなのである。その為に今回の当方の測量からも道路幅が狭くなっていることが、それを物語っている。堺市として如何なる理由で協議をすることになったのか、今回明確にしてほしいと思います。

もう一度記載するが、それ以前に確定している道路部分の再協議をする理由は何なのか？

役所として言い逃れは市民として受け入れがたく実に不愉快である。事実に基づいた発言を求める為に、今回陳情するものとする。

なお、今回この陳情書を作成する前に、当方が市役所の関連部署を訪問し、説明を求めましたが、堺市側は筆界確認書を理由にして、既に回答済として説明を拒絶しました。

このため、市議員を通じて再度問い合わせをしましたが、筆界確認書があるから、またこのような事例は近隣地区でも発生しているから、今回が特別なことではないと聞き直りとも言える回答でした。

今回の件は、地方自治法第238条の4第1項に明らかに違反しているにもかかわらず、筆界確認書があるからと市民にその責任を擦り付けることに終始し、市職員による不正行為である道路を譲渡した事実を組織ぐるみで隠蔽するのは許せません。

その為、今回の再度の陳情に際して、従来の考え方を基本にして、更に当方が面談時に得た情報（市役所の職員、市議員、府議員等々からの）を基に陳情書を作成しておりますので、それに対する回答を求めたいと思います。

- (1) 道路の一部である縁石を壊す開発課→道路を隣家に無償譲渡（次の2(1)でその詳細を述べる）

本件においてA氏を課長とする開発課が個人宅の建替えにあたり道路の一部である縁石を壊す開発行為を行った。これは道路を一個人に譲渡することに他ならない。元々道路であった縁石を壊して隣家の面積増→建ぺい率クリアーに堺市が協力した形である。

「道路を譲渡していない」とする前回の陳情に対する回答は、明らかに偽証であると共に、これは明らかに市役所としてあってはならない違反行為であり、これに対する回答を求める。

- (2) 上記(1)をもみ消す為のA氏の市民に対するパワハラ行為（次の2(2)でその詳細を述べる）

A氏に(1)の件を問いただしたところ役所内で当時の建築指導課のB課長同席のもと面談した時に大声で数々の事実に反する暴言と言える嫌がらせをすることにより威嚇した行為はA氏自らの行為を何とか当方のあらを捜して消し去ろうとする役所職員としてあるまじき卑劣極まりないものであり、絶対に許されない。市民に対するパワハラ行為そのものである。

何故そこまでしてやるのか、その必要性は何処にあるのか回答を求める。

- (3) 堺市の道路取り込み違反測量の強い指示(元の境界標の隠ぺい)

本件の道路取り込み測量について、当方が土地家屋調査士会の苦情処理委員会に不服申し立てをしたところ、その委員長は「こんなツラの出ている測量は違反だ。堺市に異議申し立てをする」と言ってくれたが、「堺市と隣家から強固な反対にあった、もはや堺市は村役場に成り下がってしまった」との返事もらった。

（苦情処理委員会の処理について）

堺市は正義が通らず違反が通るのかと言いたい。当方も当時より現在に至るまで一貫してツラの出ない元の一直線の道路に復元することを訴えている。そして測量士曰く、その堺市に「道路に4センチ飛び出したところを測れ」と指示されたと、それがまずありきであり、筆界確認書はその指示のもと後になって作られたものであると先の土地家屋調査士会で証言している。

そもそも本件は元の境界標を隠蔽し当方をだまして新境界点を元点だと堺市は主張し、隣家と共謀して筆界確認書を作ったものであり、当方はそれに断固抗議を続けている。その不誠実な行為を当方は不服に思い、土地家屋調査士会の苦情委員会に申し出たのであるが、その委員長も堺市の違反行為を認め堺市に復元を求めるために、C測量士に同行して堺市役所へ行くとまで言ってくれていたが、堺市の強固な反対にあったとするが、この大きな不正を絶対に認めない。

当時市役所の建設局の部長を務めあげて、その後相談員として美原区役所にいた方が、その不法行為について相談したところ「自分も路政課に進言する」と言ってくれたが、路政課の職員から「OBはでしゃばるな」と言われてしまったので、「この件の協力はこれ以上難

しい、申し訳ない」と陳謝された。

相談した皆が口を揃えて正しくせよと言ってくれていることから当方も復元をずっと堺市に訴えてきた。

そして当方は元点が良くわからなかったのも、元境界点から新境界点に変わったのなら元の境界点の写真を筆界確認書に載せるべきだと主張したが、無視されてしまった。

そこで当方は令和になって測量事務所に再測量を依頼し、元境界点の存在と同時に昭和60年代の測量が正しいことがわかった。

この場合、絶対に地積測量図を守らなければならないのは、建設界のルールであるはずだ。何故に堺市は不正な無茶苦茶を市民に押し付けるのか。その無軌道ぶりは他に例のないものであり実に腹立たしい。

堺市の強制的に違反測量を押し付けることは共産主義そのものであり、民主主義の我が国においては、民意に反するものであり、そのようにして作成された筆界確認書を理由にしては絶対ならない。

何故そこまで正義を貫く市民に対して役所は違反を押し付けけるのか、その回答を求める。本来指導うすべき堺市が違法行為を率先してやることに、呆れるばかりである。

◎堺市は土地家屋調査士会の不服審査委員会の復元要請を断固拒絶するとは堺市は何様と
思っているのか。

必要のない道路譲渡を行い現状変更しているにもかかわらず、第三者機関の要請を拒絶し、現状復帰しないのは極めて悪質である。力をもって現状変更をしておきながら、当方が何度も復元を要求しているにも拘わらず、それを元に戻さないのは役所職員としての職権乱用行為そのものであり、市民に対する裏切り行為である。

このことから今回の件は堺市が隣家から依頼され言う通りに従ってしまった不正測量がま
ずありきであり筆界確認書はそれを元に堺市と隣家が共謀して作られたものなのである。

隣家の主張を優先するあまり当家はどうしても良いのかと言いたくなる。道路を我が物と思
い役所は不正をあくまで貫いた。これにより道路取り込み測量が行われ不正な官民境界の変
更に至るのである。その変更はその決定そして実行に至るまで当方に堺市からの立ち合い要
請は一切なく、当方に無断で行われたものである。以上のことから堺市はこの不正に満ちた
筆界確認書を正しく改めなければならないのである

2. 今回の陳情において市役所側から明確な回答を求める

- (1) 元々あった縁石を壊して道路の形状を変えるのは、力をもって現状変更することに他ならない。

これは道路である縁石つまりそれは道路の譲渡なのである。

これは市役所職員の職権乱用も甚だしい。「道路の譲渡は一切していません」との前の回

陳情で路政課の発言は正しくなく虚偽である。

この開発行為が、縁石＝道路であることから道路譲渡そのものであり、道路譲渡を堺市は正直に認めて、元の正しい道路に復元しなければならない。

- (2) 違法な道路取り込み測量を測量土に強く指示して無理やり行わせたことでの堺市の責任は大きく、深く受け止めなければならない。そしてその不正測量を路政課は認め、正さなければならない。

当方はそれを正すよう何度か市役所に出向いたが、その都度担当者のJ氏を隠して説明責任も果たさず、ふてぶてしい態度に終始したため、あまりにも不誠実で怒りがおさまらず、面談の後、その足で人事課に出向き、この不正測量の全てを聞いてもらった。

- (3) 捏造された筆界確認書を道路譲渡の理由にしてはならない。

これはまさに私文書偽造である。堺市は捏造筆界確認書で決裁して道路境界を変更した違法行為（罪）は大きく、その責任の重さを深く受け止めなければならない。今回の陳情において上記(1)(2)(3)に対する堺市の丁寧な説明による回答を求めるものである。

受理年月日 令和8年1月29日

公共交通について

陳 情 者 堺市堺区

堺市のバス・公共交通問題を考える会

事務局長 松 永 健 治

中 野 茂 彦

小 池 哲 夫 他 699 名

バス・公共交通について

陳情の内容

誰もが自由・快適で、安全・安心で安価に“移動”できるかどうかは、市民の生活にとって不可欠であるだけでなく、地域社会・まちづくりの土台です。公共交通、とりわけ路線バスは市民にとって日常の足であり、住民生活・まちづくりの骨組みでもあります。今、堺市内でも運転士不足などから路線バスの減便が起こっているなど、府下・全国でも厳しい状況が生じています。運転士不足の解消には、公的役割が求められます。そこで、障害者や子どもたちはじめ、全ての市民にとって一層便利な路線バスにするために、以下の通り要望します。

<陳情事項>

1. 今、各地域で起こっている路線バスの減便は中止し、路線バスを維持・拡充するよう堺市として役割を果たして下さい。運転士不足の解消のために公的役割を果たして下さい。
2. おでかけ応援制度を維持・拡充して下さい。加えて、障害者・子ども・生活困窮者にも、高齢者と同様の制度（100円バス）をつくって下さい。
3. おでかけ応援制度適用対象外の全市民を対象にした上限「200円バス」の制度をつくって下さい。
4. 各地域からのバス公共交通に関する要望には責任を持って応えて下さい。バス停の安全性や快適性（屋根やベンチの設置等）確保を行って下さい。

受理年月日 令和8年1月29日

支援学校について

陳 情 者 堺市堺区

堺市立支援学校保護者有志

東 智枝美 (百舌鳥支援学校 PTA 会長)

宮園分校設置と今後の堺市立支援学校について

陳情の内容

日頃より堺市の特別支援教育及び支援学校の充実にご尽力いただき、ありがとうございます。

宮園分校の開校がいよいよ2ヶ月後に迫ってきました。しかしながら、校舎は完成しておらず、実際に4月から通う子どもたちやその保護者はいまだに宮園分校の見学や体験ができていません。また、新設の学校でありながら、上神谷支援学校が設置された時のように年明けに管理職の先生や宮園分校の中心となる先生方の人事が発令されることもなく、十分な準備がされているようには思えません。障がいのある子どもは初めての場所や新しい環境に強い不安を抱きやすく、学校生活のスタートにあたっては、十分すぎるほどの準備が必要です。これまで宮園分校の開校に向けて注力するとの答弁が何年にもわたり繰り返されてきましたが、現在の状況を前にすると、その取り組みが子どもたちの実情に十分応えたものであったのか、疑問を抱かざるを得ません。

12月の議会では支援教育課長から、令和6年度から令和7年度にかけて、支援学校在籍の児童生徒数が想定より上振れしていることが認識されていたと発言がありました。推計の乖離を認識しながらも、これまでの間、次の支援学校設置の計画を立てようともせず放置されてきました。令和8年5月以降に令和12年までの推計を出されるとのこと、これまでのような児童生徒数の推計の間違いは許されません。年々増加する支援学校の児童生徒数を想定し、余裕を持たせた推計を立てることを希望します。

堺市の障がいのある子どもたちが笑顔で学校生活を送れるよう、また、この先も安心して堺市で適切な支援教育を受けることができるよう以下の6点について陳情します。

<陳情事項>

1. 宮園分校

- (1) 在校生の希望選択制について、過去にも「せめて子どもの成長に節目に当たる高学年になる年と中学部に入る年は宮園分校への転籍を選べるようにしてください」とずっと陳情してきました。これまでの答弁では「それぞれの支援学校において児童生徒の個々に応じた支援を安定的に継続するためには、それぞれの支援学校において児童生徒を計画的に受け入れ、児童生徒数に適した施設整備や教職員配置などを行うことが重要であると考えており、令和8年度に限定することが望ましい」と答弁されてきました。

しかし、12月の文教委員会で支援教育課長は、「施設設備や教育活動等について、皆様の不安感を払拭することが難しく、結果として転籍する児童生徒数が少数となる見込み。これまで行ってきた転籍の意向調査や保護者説明会での意見を踏まえ、支援学校分校への転籍を希望されなかった保護者の皆様は様々な思いを抱えた中で、今通っている支援学校に引き続き在籍すると判断された。このような中で、令和9年度以降に改めて保護者に支援学校分校への転籍の有無を判断していただくことは、保護者に大きな心理的負担をおかけすることとなり、望ましくないと考えている」と答弁されました。

これまでの答弁とは少し内容が変わっています。心理的な負担を保護者にかけてしまったと考えているのであれば、少しでも子どもたちや保護者に寄り添った対応を求めます。特に小学部低学年の子を持つ保護者は子どもの成長において先の見通しが持ちづらく、高学年・中学部ぐらいになるとぐんと成長する子も多いことも想像がつきにくいです。ですので、高学年になる年と中学部に入る頃に宮園分校への転籍を選べるようにしていただけないでしょうか。一緒に進学したいと思う子どもたちや保護者の思いをくんだ対応をお願いします。

- (2) 令和7年12月文教委員会では宮園分校への入学者・転学者数の数は20～30名程度と示されました。小規模な学校になりそうですが、円滑な学校運営ができるように先生方の配置や予算措置をお願いします。また同じ敷地内での宮園小学校と宮園分校の運営がスタートします。両校が手を取り合って多様性のある学び場となるように、教育委員会は責任を持って宮園分校だけではなく宮園小学校への支援もお願いします。

- (3) 宮園分校への転・入学者が少ないことから、教育活動にも影響を及ぼすのではないかと危惧しています。例えば宿泊行事は百舌鳥支援学校の本校と共催で実施したりするなど、集団での学びを保障してください。

2. 堺市立支援学校の今後の見通しについて

- (1) 宮園分校が完成して3校体制で運営が4月からスタートしますが、上神谷支援学校の来年度の児童生徒数は横ばい、百舌鳥支援学校は微減とお聞きしています。宮園分校ができて支援学校へのニーズが減っておらず、次年度も百舌鳥・上神谷共に学級定数を圧縮してのクラス運営をされることは保護者からも想像がつかます。教育監は前回の大綱質疑において「令和8年5月以降に推計を見直す」とも答弁されています。一刻も早く市立支援学校児童生徒数

の推計を示し、支援学校の狭隘化を解決してください。また百舌鳥支援学校の移転も早急に行ってください。

3. 先生方の人事異動基準について

- (1) 今年度末から新しい人事異動基準で先生方の異動が行われるようになります。新しい基準では初任者の先生方が3年、それ以降の先生方が6年の異動となるとお聞きしました。初任の3年では一通り仕事を覚えたらすぐに転勤してしまうことになると思います。そうすると、支援学校の専門性が低下したりするのではないかと気になります。支援学校の先生方の人事については特別な配慮をお願いいたします。

4. 堺市立小中学校の特別支援教育の専門性の向上に向けて

- (1) 来年度から小中学校全校に通級指導教室が設置されるとお聞きしています。また支援学級の学びの場の見直しによって、支援学級での学びをしっかりとしたものにしていくともお聞きしています。堺市の支援教育が少しでも向上することを期待している反面、支援学級や通級指導教室の先生方の専門性は高まっているのだろうかと不安を覚えることがあります。支援学校に入学する児童生徒数がなかなか減らないのも、ここに原因があるのではないかと感じます。小中学校、特に通常の学級の支援教育の専門性を高めていくように、市教委から小中学校への指導をお願いします。

受理年月日 令和8年2月2日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区
堺学童保育指導員労働組合
黒 川 恵 美

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以下、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

堺市教育委員会は、2年後の「のびのびルームへの統一」を発表しました。私たちは、この統一で、のびのびルームの内容がよくなることを願っております。しかし、昨年10月に行われた「保護者アンケート」で「間食希望制の導入」が検討されていることがわかりました。間食はのびのびルームに通う子どもたちにとってとても大事な問題です。子どもたちの掛け替えのない放課後の生活を充実、発展させるために以下の項目を陳情いたします。

誠意ある回答をお願いします。

<陳情事項>

1. アンケートの問題点

昨年10月、「おやつ提供に関するニーズ調査」が突然、eメッセージ登録者に送られてきました。回答期間は10月14日～17日の4日間となっていました。このアンケートには次のような問題があります。「eメッセージ登録者に限定されていること」「子どもの意見を聞いていないこと」「期間が4日しかなかったこと」です。

これまでのアンケートでも間食についての要望があったことは知っていますが、今回のアンケートをもとに教育委員会と運営事業者が「間食希望制の導入」の検討を行うことは上記の問題点からみて、あまりにも強引です。「間食希望制導入」を見直してください。

2. 現在のおやつ

現在の間食の内容に問題があって、食べない、食べ残す、もって帰らないということが起きているのです。現在の「間食」の実態を細かく把握して、問題、課題を出して、その改善方法について関係者（子ども、指導員、保護者）を含めて検討する機関と期間を作ってく

ださい。

3. 放課後児童クラブ運営指針

発達過程にあるこどもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供する。おやつの提供に当たっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。□おやつの提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、こども同士や放課後児童支援員等とのコミュニケーションの機会となるため、こどもが落ちついて食を楽しむようにする。□こどもが持参したおやつや食事については、安全及び衛生に考慮して、適切に管理する。

放課後児童クラブ運営指針に「おやつを適切に提供する」とあります。また、「補食としての役割」「こども同士、放課後児童支援員とコミュニケーションの機会」とあります。

運営指針には「間食希望制」という考えはありません。教育委員会は「おやつ」をどのように位置づけているのでしょうか、ご説明ください。

4. 間食希望制の問題点

食べる子と食べない子ではなく、食べることができる子と食べることができない子がいる状況を教育委員会が作り出しているのでしょうか。「今日のおやつは持って帰るわ」と「食べる、食べない」は本人が決定できるものでいいのではないのでしょうか。

こどもの気持ち、意見はどうなるのですか?「希望制」という聞こえはいいが、「差別」を持ち込んでしまいます。決めるのは保護者です。物価高騰で家計は苦しい状況が続いています。「残すくらいだったら、いらんやろ」という家庭が増えます。

現在、堺っ子くらぶ・すくすく教室では、おやつを出していません。堺っ子くらぶでは、おやつの時間に部屋の移動や食べる時間をすくすく教室のこどもが帰ってからにするなど、工夫を強いられてきました。今回、のびのびルームにもこのような状況を持ち込もうとしています。

「さあ、今からおやつですよ。〇〇さん、〇〇さんは別の部屋にいてください」と、言われて落ち着いていられますか。こどもに差別を持ち込まないでください。

「間食希望制の導入」を進めようとするばかりに様々なリスクに対応することが求められています。これは、指導員の仕事をさらに多忙化させます。また、こどもたち同士、こどもたちと指導員との関係にも悪影響を与えます。

上記の問題点について改善の方法を示してください。

5. 最後に

冒頭にも書きましたが堺市教育委員会は2年後の「放課後児童対策事業の統一」を進めています。今回の「間食希望制の導入」をいったん止めて、統一の大きな柱として「間食」の問題を2年かけて検討することを求めます。

「おやつとお菓子」は違います。食べても食べなくてもいいものではありません。「栄養面、活力面」だけではなく、学校生活が終了してのびのびルームに帰ってきて、ホッとすることができる場所、時間を作り出して、子どもからも保護者からも安心してもらえるようなのびのびルームにするためにおやつは大きな要因です。関係者（子ども、指導員、保護者）を含めて検討する機関と期間を作ってください。

受理年月日 令和8年2月2日

放課後施策について

陳 情 者 堺市東区
新金岡東のびのびルーム指導員会
黒 川 恵 美

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以下、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

堺市教育委員会は、2年後の「のびのびルームへの統一」を発表しました。私たちは、この統一で、のびのびルームの内容がよくなることを願っております。しかし、昨年10月に行われた「保護者アンケート」で「間食希望制の導入」が検討されていることがわかりました。間食はのびのびルームに通う子どもたちにとってとても大事な問題です。子どもたちの掛け替えのない放課後の生活を充実、発展させるために以下の項目を陳情いたします。

誠意ある回答をお願いします。

<陳情事項>

1. 間食希望制には次のような問題点があります。

食べることができる子と食べることができない子がいる状況を教育委員会が作り出しているのでしょうか。

こどもの気持ち、意見はどうなるのですか？「希望制」という聞こえはいいが、「差別」を持ち込んでしまいます。

現在、堺っ子くらぶ・すくすく教室では、おやつを出していません。おやつの時間に部屋の移動や時間帯など、工夫を強いられてきました。今回、のびのびルームにもこのような状況を持ち込もうとしています。

「さあ、今からおやつですよ。〇〇さん、〇〇さんは別の部屋にいてください」と、言われて落ち着いていられますか。こどもに差別を持ち込まないでください。

指導員の仕事をさらに多忙化させます。また、子どもたち同士、子どもたちと指導員との関係にも悪影響を与えます。

最後に堺市教育委員会は2年後の「放課後児童対策事業の統一」を進めています。今回の「間食希望制の導入」をいったん止めて、統一の大きな柱として「間食」の問題を2年かけて検討することを求めます。

「おやつとお菓子」は違います。食べても食べなくてもいいものではありません。「栄養面、活力面」だけでなく、学校生活が終了してのびのびルームに帰ってきて、ホッとすることができる場所、時間を作り出して、子どもからも保護者からも安心してもらえるようなのびのびルームにするためにおやつは大きな要因です。関係者（子ども、指導員、保護者）を含めて検討する機関と期間を作ってください。

受理年月日 令和8年2月2日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区
光竜寺小学校 保護者の集い
藤 田 徹

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以下、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

堺市教育委員会は、2年後の「のびのびルームへの統一」を発表しました。私たちは、この統一で、のびのびルームの内容がよくなることを願っております。しかし、昨年10月に行われた「保護者アンケート」で「間食希望制の導入」が検討されていることがわかりました。間食はのびのびルームに通う子どもたちにとってとても大事な問題です。子どもたちの掛け替えのない放課後の生活を充実、発展させるために以下の項目を陳情いたします。

誠意ある回答をお願いします。

<陳情事項>

1. 間食希望制には次のような問題点があります。

食べることができる子と食べることができない子がいる状況を教育委員会が作り出しているのでしょうか。

こどもの気持ち、意見はどうなるのですか？「希望制」という聞こえはいいが、「差別」を持ち込んでしまいます。

現在、堺っ子くらぶ・すくすく教室では、おやつを出していません。おやつの時間に部屋の移動や時間帯など、工夫を強いられてきました。今回、のびのびルームにもこのような状況を持ち込もうとしています。

「さあ、今からおやつですよ。〇〇さん、〇〇さんは別の部屋にいてください」と、言われて落ち着いていられますか。こどもに差別を持ち込まないでください。

指導員の仕事をさらに多忙化させます。また、子どもたち同士、子どもたちと指導員との関係にも悪影響を与えます。

最後に堺市教育委員会は2年後の「放課後児童対策事業の統一」を進めています。今回の「間食希望制の導入」をいったん止めて、統一の大きな柱として「間食」の問題を2年かけて検討することを求めます。

「おやつとお菓子」は違います。食べても食べなくてもいいものではありません。「栄養面、活力面」だけでなく、学校生活が終了してのびのびルームに帰ってきて、ホッとすることができる場所、時間を作り出して、子どもからも保護者からも安心してもらえるようなのびのびルームにするためにおやつは大きな要因です。関係者（子ども、指導員、保護者）を含めて検討する機関と期間を作ってください。

受理年月日 令和8年2月2日

放課後施策について

陳 情 者 東大阪市
北八下小学校のびのびルーム指導員会
石 岡 裕 司

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以下、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

堺市教育委員会は、2年後の「のびのびルームへの統一」を発表しました。私たちは、この統一で、のびのびルームの内容がよくなることを願っております。しかし、昨年10月に行われた「保護者アンケート」で「間食希望制の導入」が検討されていることがわかりました。間食はのびのびルームに通う子どもたちにとってとても大事な問題です。子どもたちの掛け替えのない放課後の生活を充実、発展させるために以下の項目を陳情いたします。

誠意ある回答をお願いします。

<陳情事項>

1. 間食希望制には次のような問題点があります。

食えることができる子と食えることができない子がいる状況を教育委員会が作り出しているのでしょうか。

こどもの気持ち、意見はどうなるのですか？「希望制」という聞こえはいいが、「差別」を持ち込んでしまいます。

現在、堺っ子くらぶ・すくすく教室では、おやつを出していません。おやつの時間に部屋の移動や時間帯など、工夫を強いられてきました。今回、のびのびルームにもこのような状況を持ち込もうとしています。

「さあ、今からおやつですよ。〇〇さん、〇〇さんは別の部屋にいてください」と、言われて落ち着いていられますか。こどもに差別を持ち込まないでください。

指導員の仕事をさらに多忙化させます。また、子どもたち同士、子どもたちと指導員との関係にも悪影響を与えます。

欲しがる子がいて、こっそりあげる子がいたらどうなりますか？その子にアレルギーがあったら大変なことになります。

最後に堺市教育委員会は2年後の「放課後児童対策事業の統一」を進めています。今回の「間食希望制の導入」をいったん止めて、統一の大きな柱として「間食」の問題を2年かけて検討することを求めます。

「おやつとお菓子」は違います。食べても食べなくてもいいものではありません。「栄養面、活力面」だけでなく、学校生活が終了してのびのびルームに帰ってきて、ホッとすることができる場所、時間を作り出して、子どもからも保護者からも安心してもらえるようなのびのびルームにするためにおやつは大きな要因です。関係者（子ども、指導員、保護者）を含めて検討する機関と期間を作ってください。

受理年月日 令和8年2月2日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区
東浅香山のびのびルーム指導員会
今 石 桂 子

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以下、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

堺市教育委員会は、2年後の「のびのびルームへの統一」を発表しました。私たちは、この統一で、のびのびルームの内容がよくなることを願っております。しかし、昨年10月に行われた「保護者アンケート」で「間食希望制の導入」が検討されていることがわかりました。間食はのびのびルームに通う子どもたちにとってとっても大事な問題です。子どもたちの掛け替えのない放課後の生活を充実、発展させるために以下の項目を陳情いたします。

誠意ある回答をお願いします。

<陳情事項>

1. 間食希望制には次のような問題点があります。

食べることができる子と食べることができない子がいる状況を教育委員会が作り出しているのでしょうか。

こどもの気持ち、意見はどうなるのですか？「希望制」という聞こえはいいが、「差別」を持ち込んでしまいます。

現在、堺っ子くらぶ・すくすく教室では、おやつを出していません。おやつの時間に部屋の移動や時間帯など、工夫を強いられてきました。今回、のびのびルームにもこのような状況を持ち込もうとしています。

「さあ、今からおやつですよ。〇〇さん、〇〇さんは別の部屋にいらしてください」と、言われて落ち着いていられますか。こどもに差別を持ち込まないでください。

指導員の仕事内容をさらに多忙化させます。また、子どもたち同士、子どもたちと指導員との関係にも悪影響を与えます。

最後に堺市教育委員会は2年後の「放課後児童対策事業の統一」を進めています。今回の「間食希望制の導入」をいったん止めて、統一の大きな柱として「間食」の問題を2年かけて検討することを求めます。

「おやつとお菓子」は違います。食べても食べなくてもいいではありません。「栄養面、活力面」だけでなく、学校生活が終了してのびのびルームに帰ってきて、ホッとすることができる場所、時間を作り出して、子どもからも保護者からも安心してもらえるようなのびのびルームにするためにおやつは大きな要因です。関係者（子ども、指導員、保護者）を含めて検討する機関と期間を作ってください。

受理年月日 令和8年2月2日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区
五箇荘のびのびルーム指導員会
伊 藤 賢 司

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以下、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

堺市教育委員会は、2年後の「のびのびルームへの統一」を発表しました。私たちは、この統一で、のびのびルームの内容がよくなることを願っております。しかし、昨年10月に行われた「保護者アンケート」で「間食希望制の導入」が検討されていることがわかりました。間食はのびのびルームに通う子どもたちにとってとても大事な問題です。子どもたちの掛け替えのない放課後の生活を充実、発展させるために以下の項目を陳情いたします。

誠意ある回答をお願いします。

<陳情事項>

1. 間食希望制には次のような問題点があります。

食べることができる子と食べることができない子がいる状況を教育委員会が作り出しているのでしょうか。

こどもの気持ち、意見はどうなるのですか？「希望制」という聞こえはいいが、「差別」を持ち込んでしまいます。

現在、堺っ子くらぶ・すくすく教室では、おやつを出していません。おやつの時間に部屋の移動や時間帯など、工夫を強いられてきました。今回、のびのびルームにもこのような状況を持ち込もうとしています。

「さあ、今からおやつですよ。〇〇さん、〇〇さんは別の部屋にいてください」と、言われて落ち着いていられますか。こどもに差別を持ち込まないでください。

指導員の仕事内容をさらに多忙化させます。また、子どもたち同士、子どもたちと指導員との関係にも悪影響を与えます。

最後に堺市教育委員会は2年後の「放課後児童対策事業の統一」を進めています。今回の「間食希望制の導入」をいったん止めて、統一の大きな柱として「間食」の問題を2年かけて検討することを求めます。

「おやつとお菓子」は違います。食べても食べなくてもいいものではありません。「栄養面、活力面」だけではなく、学校生活が終了してのびのびルームに帰ってきて、ホッとすることができる場所、時間を作り出して、こどもからも保護者からも安心してもらえるようなのびのびルームにするためにおやつは大きな要因です。関係者（こども、指導員、保護者）を含めて検討する機関と期間を作ってください。

受理年月日 令和8年2月2日

放課後施策について

陳 情 者 堺市堺区
大仙西堺っ子くらぶ指導員会
上 田 由 美

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以下、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

堺市教育委員会は、2年後の「のびのびルームへの統一」を発表しました。私たちは、この統一で、のびのびルームの内容がよくなることを願っております。しかし、昨年10月に行われた「保護者アンケート」で「間食希望制の導入」が検討されていることがわかりました。間食はのびのびルームに通う子どもたちにとってとても大事な問題です。子どもたちの掛け替えのない放課後の生活を充実、発展させるために以下の項目を陳情いたします。

誠意ある回答をお願いします。

<陳情事項>

1. 間食希望制には次のような問題点があります。

食べることができる子と食べることができない子がいる状況を教育委員会が作り出しているのでしょうか。

こどもの気持ち、意見はどうなるのですか？「希望制」という聞こえはいいが、「差別」を持ち込んでしまいます。

現在、堺っ子くらぶ・すくすく教室では、おやつを出していません。おやつの時間に部屋の移動や時間帯など、工夫を強いられてきました。今回、のびのびルームにもこのような状況を持ち込もうとしています。

「さあ、今からおやつですよ。〇〇さん、〇〇さんは別の部屋にいらしてください」と、言われて落ち着いていられますか。こどもに差別を持ち込まないでください。

指導員の仕事をさらに多忙化させます。また、子どもたち同士、子どもたちと指導員との関係にも悪影響を与えます。

最後に堺市教育委員会は2年後の「放課後児童対策事業の統一」を進めています。今回の「間食希望制の導入」をいったん止めて、統一の大きな柱として「間食」の問題を2年かけて検討することを求めます。

「おやつとお菓子」は違います。食べても食べなくてもいいのではありません。「栄養面、活力面」だけではなく、学校生活が終了してのびのびルームに帰ってきて、ホッとすることができる場所、時間を作り出して、子どもからも保護者からも安心してもらえるようなのびのびルームにするためにおやつは大きな要因です。関係者（子ども、指導員、保護者）を含めて検討する機関と期間を作ってください。

受理年月日 令和8年2月2日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区
光竜寺小学校のびのびルーム指導員会
大 塚 謙 治

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以下、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

堺市教育委員会は、2年後の「のびのびルームへの統一」を発表しました。私たちは、この統一で、のびのびルームの内容がよくなることを願っております。しかし、昨年10月に行われた「保護者アンケート」で「間食希望制の導入」が検討されていることがわかりました。間食はのびのびルームに通う子どもたちにとってとても大事な問題です。子どもたちの掛け替えのない放課後の生活を充実、発展させるために以下の項目を陳情いたします。

誠意ある回答をお願いします。

<陳情事項>

1. 間食希望制には次のような問題点があります。

食べることができる子と食べることができない子がいる状況を教育委員会が作り出しているのでしょうか。

こどもの気持ち、意見はどうなるのですか？「希望制」という聞こえはいいが、「差別」を持ち込んでしまいます。

現在、堺っ子くらぶ・すくすく教室では、おやつを出していません。おやつの時間に部屋の移動や時間帯など、工夫を強いられてきました。今回、のびのびルームにもこのような状況を持ち込もうとしています。

「さあ、今からおやつですよ。〇〇さん、〇〇さんは別の部屋にいてください」と、言われて落ち着いていられますか。こどもに差別を持ち込まないでください。

指導員の仕事をさらに多忙化させます。また、子どもたち同士、子どもたちと指導員との関係にも悪影響を与えます。

最後に堺市教育委員会は2年後の「放課後児童対策事業の統一」を進めています。今回の「間食希望制の導入」をいったん止めて、統一の大きな柱として「間食」の問題を2年かけて検討することを求めます。

「おやつとお菓子」は違います。食べても食べなくてもいいものではありません。「栄養面、活力面」だけでなく、学校生活が終了してのびのびルームに帰ってきて、ホッとすることができる場所、時間を作り出して、子どもからも保護者からも安心してもらえるようなのびのびルームにするためにおやつは大きな要因です。関係者（子ども、指導員、保護者）を含めて検討する機関と期間を作ってください。

受理年月日 令和8年2月2日

放課後施策について

陳 情 者 堺市東区

八下西小学校 のびのびルーム保護者有志

山 口 将 一

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以後、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

私たちは学童保育に子どもたちを預けている保護者です。

昨年10月にeメッセージにて「おやつに関するアンケート」が突然実施されましたが、十分な説明がないまま「おやつの希望制」が導入されようとしています。

つきましては、以下の点について慎重なご対応をお願い申し上げます。

以下の理由から、おやつ希望制の導入については慎重な再検討を強く求めます。

<陳情事項>

1. アンケートの実施方法と内容の不備

- ・ 回答期間が4日間のみ
- ・ eメッセージ登録者に限定
- ・ 内容が簡素で、子どもの視点が欠如

さらに、突然の通知に気づかず未回答となった保護者や、内容を十分に理解できないまま回答した保護者も多く存在すると考えられます。

このような状況では、アンケート結果が保護者全体の意向を反映しているとは言えず、制度変更の根拠としては不十分です。

2. アンケート結果の公表と説明責任

アンケート対象者である保護者には結果を知る権利があります。

自由記述欄には多くの意見が寄せられたと推察されますが、現時点で十分な説明が行われていません。

制度変更を進める前に、丁寧な説明とフィードバックを求めます。

3. 保護者会が実施した独自アンケートの結果

市のアンケートの結果を踏まえ、当保護者会では校区内の学童に通う全86世帯を対象に独自アンケートを実施しました。

未回答も含めた結果は以下の通りです。

市のアンケートについて、「おやつ希望制導入」についての賛否を聞きました。

- ・賛成：11世帯
- ・反対：53世帯
- ・未回答：22世帯

多くの保護者が「説明不足」「子どもへの影響」「現場負担の増加」などを懸念しています。

おやつ希望制は、

- ・希望する子どもと希望しない子どもが同じ空間で過ごすことによる不公平感
- ・指導員の管理負担の増加
- ・子ども同士の心理的ストレス

を招く可能性があります。

現場の意見や負担への配慮が不十分なまま制度変更を進めることは、子どもと指導員双方にとって新たなストレス要因となり得ます。

市のアンケートのみを根拠に制度変更を進めるのではなく、これらの結果も踏まえた慎重な判断を求めます。

4. 子どもたちの意見の反映

おやつを食べるのは子どもたちです。

おやつは補食としての役割だけでなく、放課後の楽しみとしての側面もあります。

堺市の学童利用児童、保護者、そして現場で従事する指導員が本当におやつを望んでいないのか、当事者の声を聞く機会を設けてください。

受理年月日 令和8年2月2日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区
新金岡小学校 のびのびルーム保護者会
会長 下 谷 佐 江

陳情の内容

日頃より、堺市の子どもたちの健やかな成長と、学童保育をはじめとする子育て環境の充実にご尽力いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて、このたび学童保育において検討・導入が進められている「間食希望制」につきまして、学童保育に子どもを通わせる保護者として、強い不安と疑問を抱いており、ここに切実な思いをもって陳情いたします。誠意あるご回答をよろしくお願いいたします。

<陳情事項>

1. 「間食希望制」の導入に反対する陳情書（学童保育）

学童保育における「おやつ（間食）」は、単なる楽しみや嗜好品（お菓子）ではありません。放課後、長時間を学童保育で過ごす子どもたちにとって、心身の健康を支える大切な生活の一部です。

学校から帰ってきた子どもたちは、空腹や疲労を抱えています。その状態で安全に、落ち着いて学童保育の時間を過ごすためには、間食による適切なエネルギー補給が欠かせません。おやつは「補食」として、夕食までの時間を健康的につなぐ重要な役割を果たしています。

また、おやつの時間は、子どもたちにとって気持ちを切り替える大切なひとときでもあります。友だちと同じものを食べながら会話をし、一日の出来事を共有する—そうした何気ない時間が、学童保育における安心感や居場所づくりの基盤となっています。

本来、学童保育で提供されてきた「おやつ（間食）」「お菓子」ではなく、成長期の子どもたちの体を考えた「食事の一部」であり、これまで子どもたちの健康と生活を支えてきました。

しかしながら、これを「希望制」とすることにより、

- ・周囲との違いによる疎外感
- ・遠慮や我慢を強いられる状況

など、新たな問題が生じることを私たちは強く懸念しています。

さらに、学童保育では「一緒に食べる楽しさ」や「同じ時間を共有すること」を通じて、子どもたちは社会性や思いやりを自然に身につけてきました。間食を個人の選択に委ねる制度は、こうした日々の積み重ねを分断し、学童保育が本来果たしてきた役割そのものを損なう恐れがあります。

子どもたちは、自ら制度を選択する立場にはありません。だからこそ、私たち大人が責任をもって、すべての子どもにとって安心できる環境を守る必要があると考えます。

以上の理由から、私たちは学童保育における「間食希望制」の導入に断固として反対し、すべての子どもに等しくおやつが提供される現行の仕組みを維持していただくことを強く要望いたします。

どうか現場の実情と、子どもたちの声に真摯に目を向け、拙速な制度変更ではなく、子どもの最善の利益を第一に考えた判断として、現行のあり方を維持・尊重していただきますようお願い申し上げます。

以上、切実な思いをもって陳情いたします。

受理年月日 令和8年2月2日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

百舌鳥小学校のびのびルーム保護者会

代 表 川 崎 直

副代表 美馬本 雄 大

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以後、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

私たちは学童保育に子どもたちを預けている保護者です。

昨年10月、突如eメッセージによる「おやつアンケート」が実施されました。その後、私たち保護者への説明が不十分なまま「おやつ希望制」が導入されようとしています。このことについて、以下の項目を陳情いたします。誠意あるご回答をよろしくお願いいたします。

<陳情事項>

1. アンケートの実施方法、内容について

アンケートの実施方法について、「たった4日間みの回答期間」であることや、「eメッセージの登録者のみへの実施」となっており、実施方法に問題があると考えます。また、内容についても、あまりにも簡素な質問内容であり、本来のおやつ必要性や子どもたち目線でのおやつ視点が全く示されていません。

このようなアンケートをもとに希望制の導入を進めるのはやめてください。

2. アンケート結果の公表について

アンケートの結果について、公表してください。アンケート対象者である保護者には、結果を知る権利があると考えます。特におやつについてのアンケートは、これまでに実施されていなかったこともあり、自由記載欄には多くの意見が集まったことが推察されます。

アンケートの結果をもって、水面下で希望制の導入を推し進めるのではなく、対象者へのフィードバックや中間報告など、丁寧な説明を行なってください。

3. 子どもたちの意見について

おやつを食べるのは子どもたちです。保護者のみに意見を聞くのではなく、子どもたちにも意見を聞いてください。おやつは、放課後をルームで過ごす子どもたちにとって大切な補食であり、楽しみの一つです。堺の学童保育を利用する約1万人の子どもたちが、おやつを本当に望んでいないのかどうか、当事者の声を聞いてください。

受理年月日 令和8年2月2日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

新金岡東小学校のびのびルームたんぽぽ保護者会

会長 池 島 麻 美

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以後、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

私たちは学童保育に子どもたちを預けている保護者です。

昨年10月、突如eメッセージによる「おやつアンケート」が実施されました。

その後、私たち保護者への説明が不十分なまま「おやつの希望制」が導入されようとしています。このことについて、以下の項目を陳情いたします。誠意あるご回答をよろしくお願いいたします。

<陳情事項>

1. アンケートの実施方法、内容について

アンケートの実施方法について、「たった4日間のみ回答期間」であることや、「eメッセージの登録者のみへの実施」となっており、実施方法に問題があると考えます。また、内容についても、あまりにも簡素な質問内容であり、本来のおやつの必要性や子どもたち目線でのおやつの視点が全く示されていません。

このようなアンケートをもとに希望制の導入を進めるのはやめてください。

2. アンケート結果の公表について

アンケートの結果について、公表してください。アンケート対象者である保護者には、結果を知る権利があると考えます。特におやつについてのアンケートは、これまでに実施されていなかったこともあり、自由記載欄には多くの意見が集まったことが推察されます。

アンケートの結果をもって、水面下で希望制の導入を推し進めるのではなく、対象者へのフィードバックや中間報告など、丁寧な説明を行なってください。

3. 子どもたちの意見について

おやつを食べるのは子どもたちです。保護者のみに意見を聞くのではなく、子どもたちに

も意見を聞いてください。おやつは、放課後をルームで過ごす子どもたちにとって大切な補食であり、楽しみの一つです。堺の学童保育を利用する約1万人の子どもたちが、おやつを本当に望んでいないのかどうか、当事者の声を聞いてください。

受理年月日 令和8年2月2日

放課後施策について

陳 情 者 堺市堺区

大仙小学校のびのびルーム保護者会

会長 木 戸 純 子

のびのびルームの充実について

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以後、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

大仙小学校のびのびルーム（以下、大仙のびのびルーム）では、ここ数年、毎年利用人数が100名を超え、低学年の利用率は特に多い傾向にあります。子どもが犯罪に巻き込まれる事件が見られる昨今で、就労家庭であってもなくても子どもの安全な放課後の居場所として、のびのびルームが選ばれているのだと感じております。

そんな中、今年度の運営事業者の競争入札で、来年度からの運営事業者が（株）セリオ（以下、セリオ）から（株）トライグループ（以下、トライ）に変更されると発表がありました。3年前の4月、長年にわたって大仙のびのびルームの運営事業者となっていた堺市教育スポーツ振興事業団から（株）セリオに運営事業者が変わった際に、指導員の先生が全て替わり、新年度の保育は混乱をきたしてしまいました。再び、このようなことを子どもたちや保護者が経験しないよう、4月から混乱なくのびのびルームを過ごせるよういかに陳情いたします。

また、昨年10月に実施された「おやつアンケート」ですが、実施されました。

その後、私たち保護者への説明が不十分なまま「おやつ希望制」が導入されようとしています。このことについて、以下の項目を陳情いたします。誠意あるご回答をよろしくお願いいたします。

<陳情事項>

1. 保育の継続について

4月より、運営事業者がセリオからトライに変更されます。それまで実施していた保育内容

や行事などが変わることをないようにしてください。また、新しい運営事業者との引き継ぎが十分に出来る時間を持つようにしてください。

2. 指導員の継続について

現在の指導員が、そのまま大仙のびのびルームで働くことを希望した場合、セリオの雇用条件と同等以上で雇用し、保育の継続がスムーズにできるよう、トライに働きかけをしてください。

3. おやつ希望制導入について

実施されたアンケートは、4日間の回答期間と短く、eメッセージの登録者のみへの実施となっており、周知徹底されていない上でのアンケート結果であると考えます。すなわち、参考にするには余りにも回答数が少ないのではないのでしょうか？

また、内容についても、あまりにも簡素な質問内容であり、本来のおやつ必要性や子どもたち目線でのおやつ視点の視点が全く示されていません。おやつ代がかからずに済むからと保護者目線だけの回答になりがちです。

このようなアンケートをもとに希望制の導入を進めていくのはやめてください。

4. アンケート結果の公表について

アンケート結果を公表してください。アンケート対象者である保護者には、結果を知る権利があると考えます。今回のアンケートの結果でおやつ希望制の導入を押し進めるのではなく、結果の公表など、丁寧な説明を行なってください。

5. 子どもたちの意見について

おやつを食べるのは子どもたちです。保護者のみに意見を聞くのではなく、子どもたちにも意見を聞いてください。おやつは、放課後をルームで過ごす子どもたちにとって大切な補食であり、楽しみの一つです。また、皆んなでおやつを食べるという子どもにとって楽しい時間です。堺ののびのびルームを始めとする学童保育を利用する子どもたちが、おやつを本当に望んでいないのかどうか、当事者の声を聞いてください。

受理年月日 令和8年2月2日

令和8年 第2回市議会(定例会)陳情書綴

令和8年2月 発行

編集・発行 堺市議会
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印刷 真生印刷株式会社

堺市配架資料番号
1-B2-25-0037

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。